

死刑廃止国際条約の批准を求める

# FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.131

頒価 300 円

2013 年 9 月 20 日発行

フォーラム 90 実行委員会

〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13  
港合同法律事務所気付

TEL: 03-3585-2331

FAX: 03-3585-2330

振替口座: 郵便振替 00180-1-80456

加入者名: フォーラム 90

目次

一挙掲載 辺見庸

死刑と新しいファシズム

戦後最大の危機に抗して

2013 年 8 月 31 日の講演 3 ~ 21 頁



谷垣禎一法相による死刑執行に抗議する 1 頁

フォーラム 90 の執行抗議声明 2 頁

死刑弁護人&約束上映日程 22 頁

インフォメーション 23 ~ 24 頁

死刑日録 24 頁

## 谷垣禎一法相による 死刑執行に抗議する

9 月 12 日、東京拘置所で熊谷徳久さん (73 歳) が死刑を執行された。2 月 21 日に 3 人、4 月 26 日に 2 人の死刑執行を行った谷垣禎一法相は、死刑廃止が大勢を占める国際世論の反発を恐れ 9 月 8 日のオリンピック東京招致決定を待ちかまえていたかのように、この日、死刑執行を断行したのである。

今回執行された熊谷徳久さんは一審無期懲役判決だったのを検察が死刑を求めて控訴、高裁で死刑判決、最高裁で死刑が確定したかたである。死亡した被害者は一名、杜撰で無計画な事件であり、自首もしているなど、このケースは死刑と無期の限界事例でもあった。また 73 歳と高齢でもあり、再犯の可能性は極めて低いにもかかわらず、被害

### 谷垣禎一法相による三度目の死刑執行に抗議する集会

日時・ 9 月 26 日 (木) 19 時から

会場・ 文京区民センター 2A (東京都文京区本郷 4-15-14)

発言・ 執行された熊谷徳久さんの弁護人ほか関係者、各主催団体から

主催・ 死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90、アムネスティ・インターナショナル日本、監獄人権センター、「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク

## 響かせあおう死刑廃止の声 2013

10 月 12 日 (土) 12 時 30 分開場 13 時開演 四谷区民ホール

元冤罪死刑囚から聞く=免田栄 朗読「死刑囚からの手紙」=田口ランディ

大道寺幸子基金応募作品講評シンポジウム 池田浩士・加賀乙彦・川村湊・香山リカ・北川フラム・坂上香・太田昌国

第 9 回死刑廃止のための大道寺幸子基金応募作品の展示

終了後、新宿方面へ向けてデモを行います

者遺族の報復感情を追い風として高裁は死刑判決を選び取っているのである。

熊谷さんはフォーラム 90 が 2011 年に行ったアンケートに回答と長文の手紙を寄せている。戦災孤児であり不幸な境遇の末いくつもの事件を犯し、何度も刑務所に入り、最後の出獄後 1 カ月後に今回の一連の事件を起こしたのである。これはこの国の矯正施設が決して更生を実現させず、再犯者をつくり出し続けている証左といえるだろう。

第 1 次安倍政権の始まった 2006 年 4 人、安倍・福田政権の 07 年 9 人、福田・麻生政権の 08 年 15 人、麻生政権の 09 年 7 人と、それ以前の 01～05 年までは 1～2 人だっ

た年間の執行数と比べると格段に増えている。そして民主野田政権下の 12 年 7 人、今年の安倍政権下ですでに 6 人が執行されているのである。

今回の執行の意味について考え、年内 4 度目の執行を許さぬための集会を持ちます。ぜひご参加ください。

#### 今回死刑を執行されたかた

熊谷徳久さん（享年 73 歳・東京拘置所）

横浜中華街店主銃殺事件等（2004 年 5 月 6～29 日）

1940 年 5 月 8 日生まれ

2006 年 4 月 17 日 東京地裁（毛利晴光）にて無期懲役判決

2007 年 4 月 25 日 東京高裁（高橋省吾）にて死刑判決

2011 年 3 月 1 日 最高裁（田原陸夫）にて上告棄却、死刑確定

2013 年 9 月 12 日 東京拘置所にて死刑を執行される

### ◎抗議声明

本日（9 月 12 日）、熊谷徳久さん（73 歳：東京拘置所）に死刑が執行されたことに対し、強く抗議する。

谷垣禎一法務大臣による死刑執行は、3 度目であり、約 3 ヶ月に 1 回の執行という死刑に積極的にしてかつ死刑の執行に痛痒を感じない法務大臣であると断ぜざるを得ない。

今回の事件は、一審無期懲役であり、控訴審で死刑となったものであって、二重の危険の禁止原則に反して検察官が控訴したものであり、また裁判所でも意見が分かれ全員一致という死刑適用の原則に反するものであった。とりわけ、死亡被害者一人の事件であり、しかも自首をしており、過去の死刑の量刑基準からして重きに過ぎる量刑であるばかりか、既に 73 歳という高齢であることからして再犯のおそれも小さく、法務大臣としては、死刑は差し控えるべきであり、恩赦により無期懲役に減刑することによって十分に対応できるものであった。

谷垣法相は、死刑執行後の記者会見で、再審の事由や死刑執行停止の事由について精査したと述べているが、確定後 2 年半という拙速を極める死刑執行であり、熊谷さん自身は、2011 年に私たちが行ったアンケートに対して「再審や恩赦について、今後する予定」と回答しており、明らかに再審の機会と権利を、そして贖罪により赦される権利を奪う執行であったと言える。

死刑は、国家による殺人であり、殺人を肯定するものであって、応報感情を社会に蔓延させるきわめて有害かつ危険なものである。死刑には犯罪抑止の効果はなく、また、被害者の救済や社会の平穏にも資するものではない。また、死刑は人道と民主主義に反する。

日本政府は、国連はじめ国際社会の死刑廃止、死刑執行停止の声に耳を閉ざし続けている。今回の執行も、法務大臣及び首相の外遊などがすべておわり、オリンピックの招致も確定した後での死刑執行であり、明らかに諸外国からの死刑制度に対する非難を受けない時期を選んでの執行であることは明白である。

法務大臣は 8 月、就任後最初の海外視察と称してルーマニアとフランスを訪れ、司法関係者との意見交換や、刑務所等の行刑の現場の視察を行ったという。フランスは 1981 年に、ルーマニアは 1989 年に政治的決断によって死刑制度を廃止している。法務大臣は、これらの国々の経験に学び、死刑廃止に向けて政治的決断をすべきである。

私たちは、死刑の廃止を願う多くの人たちとともに、また、法務大臣に処刑された熊谷徳久さんに代わり、そして、死刑執行という苦役を課せられている拘置所の職員に代わって、法務大臣に対し、強く、強く抗議する。

2013 年 9 月 12 日

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

# 辺見庸

## 死刑と新しいファシズム

### 戦後最大の危機に抗して

本稿は 2013 年 8 月 31 日の講演草稿を辺見庸氏が修正、加筆したものです。(写真は全て大島俊一)



#### 前編

みなさん、こんばんは。

まずもって遠くからこの会場にいらしてくれたみなさんにお礼を申し上げたいと思います。今日の講演会はいつもと異なりまして、私のほうからやらせてくださいと、主催者の「フォーラム 90」にお願いして、わがままを聞いていただき、皆さんお忙しいなかをあわただしく準備していただいたものです。といいますのも、私が、「現在」というものに、常ならないといいますか、いつもとちがう気配、それから常ならぬ悪い気流のようなものを感じているからです。それは自分の生死といいますか、身体にもかかわることなのかもしれませんけれども、なにか抜き差しならない、切迫した事態になっていると感じて、私なりにいま何か話さなければならないと思ったのです。

多分、みなさんも、私とまったく同じではないといえ、似たような危機意識というか、危機感をお持ちのかたが少なからずおられるのではないのでしょうか。私を知らないかたに申し上げておきますけれども、私は現在六十八歳で、東京都公認の二級の身体障害者であります。バツイチで、犬と暮らしております。私の顕著な特徴はですね、「善」よりも「悪」に魅力を感じるという、類いまれといいますか、自分でもどうにもならない性癖があります。何が善で何が悪か、語れば尽きませんが、ゲーテの『ファウスト』でいえば、メフィストフ

エレスのほうが魅力があるという意味合いで、私は「悪」に対してとても興味と親近感を持っているということでもあります。それが私の自己紹介のようなものになるかもしれません。

歳のせいかな私、最近、動植物にとっても目がいくようになりまして、今年も家の近くのヤマブキとかクちなシとか、あるいはチェリーセイジとか、サルスベリとかですね、サルスベリも赤だの白だの、淡い赤っていうんですか、桃色のサルスベリだの、非常に濃い赤のサルスベリ。それからノアザミや、タチアオイ、フヨウ、ツユクサ、そういうものに目

がいくわけですよ。それから動物も、セミやらカナブンやら、コガネムシやらカメムシやら、タマムシやら……。今年、生まれてはじめてタマムシというのを見ましたけれども、それからウマオイとかカマキリとかですね。ウマオイの死骸を先日見まして、その美しさにドキリとするものがありました。身体が透けるような緑なのです。その緑が青い空気に散らばるといっているのですか、じわりと滲むんですね。その美しさといったら、それはこれを見るためだけでひょっとしたら、生きられるのかなと思ったりします。ずいぶん壊れたというふうにしても、季節はそれなりにまだ原型をわずかながらとどめている。何とかここに生きられるのかもしれないと、思うともなく思いもするのです。

ウマオイの、その美しさというのは、ほんとうにこれが「もののあはれ」というものなのではないかと、薄緑色のからだの輪郭をくずし、空気に静かに滲んでいくその様で、翌日になっていって見たら、そのウマオイが嘘のように消えていて、緑の残像だけがまぶたにあたりするのです。私はウマオイを、できることなら、友人たちに見せたいと思いました。

これからお話するのは、もちろん私の本音でありますけれども、私は、今回の講演会のタイトルにあるような、いわば、難しそうな話をするつもりはないのです。難解な理屈をこれから申し上げるのではなくて、むしろ、「直感」ないしは「直観」

を語りたいと思うのです。いまの時代、われわれは「直感」と「直観」を失ったら、いったいなにに頼ればよいのでしょうか。直感、直観ないしは勘、第六感。そうした感覚で、皆さんにも聞いていただきたいと思うのです。「死刑とファシズム」と言いましたけれども、言いかえたら、私がいまお話ししている、ウマオイという薄緑色の、あのバッタ、あえかな生き物ですけれども、「なぜ彼らにウマオイを見せてはいけないのか？」という直観と問題意識がほくのなかにはあります。そして全体の、大きな、身体がはちきれんばかりに巨大な疑問は、「これはなんなのだ？」ということでもあります。

## 塗りつぶしの手紙

つい数日前、死刑囚の友人から一通の手紙をもらいました。じつは、その手紙には八行にわたる塗りつぶし、黒塗りがありました。塗りつぶしというのは、それは何度か話にきいてはいたし、写真で見たこともあるのですけれども、私宛ての私信が、そのような目にあっているのをはじめて見まして、かなりのショックを受けました。これは最初に、手紙の文字に黒のマジックインキを塗り、次に、ボールペンでその上からおびたしい螺旋の形を書いて判読不能にする。それを執拗にくりかえしてさらに、仕上げのようにマジックでまた塗りつぶす。ということで、まるっきり読めなくなってしまう。これはもちろん拘置所当局がやったわけですが、塗りつぶしという言葉ではなく当局では「抹消」「削除」というらしいです。ぼくらは死刑というものを、ともすれば抽象的な概念として考えてしまう。観念的に考えてしまう。手紙の検閲というものを、概念として観念的に考えてしまいがちです。でも実際に黒塗りにされた手紙を目に突きつけられるということは、喩えてみればですね、ちょうどひとの身体で、やけどを負った部分、ないしは被弾して血が吹きだして、肉が割れて骨も見えるような、石でいえば割れた石の劈開面を見るような、ただ事でない思いをしたのです。で、「これはなんなのだ？」とぼくは思ったのです。

私たちはこのところ、毎日毎日、福島原発もそうですが、歴史的な出来事を経験させられております。あまりにも大きく重い出来事が連続しているために、一つのことを落ち着いて掘り下げることができない。集中して考えることができない。そうするうちにも次から次へと時がたっていく。時が、現在の時をあとの時が塗りつぶし、あるいは過去の時をいまの時が塗りつぶすようにして、つまり出来事の記憶と意味を抹消、削除しながら、時というのは進んでいく。ということ私には非常に苦しく感じております。そして、「これはなんなのだ？」と自問してしまうのです。

私に手紙をくれたのは、たぶん私がここで彼の

名をだすということは、獄にある彼が、その処遇が、それでもってきつくないことを願うしかないのですけれども、大道寺将司という、俳句を詠んでいるひとです。もう獄中に、あろうことかなかるうことか、約三十八年間もいるのです。自分の人生の半分以上を、獄中の生活をしております。で、私が絶句して「これはなんなのだ？」とわが目を疑ったそのことなのですが、それはなぜかというところ、大道寺さんが私宛てに、なんらかの危険な信号を送ってきたとか、あるいは、これから脱獄するから協力しろと、というようなことをいつてきたからではないからなんです。もしもそのような手紙ならば、黒塗りの目的、意味を即座に了解するでしょう。私が慄然とするのは「これはなんなのだ？」ということが、ぼくにはわからないからなんです。皆目不明。このわからなさというのが、最近、私は非常に気持ち悪いのですけれども、つまり塗りつぶしの目的と意味と意義です。これがわからない。手紙が八行にわたって塗りつぶされている。前後の脈絡からして、これはどうやら、いくつかの俳句らしいということがわかる。それしかありえない。しかし、俳句をあんなんにも執拗に塗りつぶして、削除して、いったいどうするのでしょうか？

問題はそこです。

みなさんは驚かないかもしれないけれども、ぼくは、驚かないとしたら、驚かなくなったというわれわれの神経がおかしくなったと思うのです。私は絶句しました。「これはなんなのだ？」。いまは戦前でもない、戦中でもない、現在2013年です。特高警察がまだいるのでしょうか。もうひとつは、かつての特高警察であれば、なにか思想の、彼らのいう偏向であるとか、〈共産主義の陰謀〉のようなことをいいがかりにして、塗りつぶしや抹消、差し押さえをやってくるということはありません。ただそうではないわけです。

## これはなんなのだ？

一番つらいと思うのは、いろんな面で、抹消、削除ということの真意、目的、その意味、そのメタファーとでもいいますか、暗喩があるとすれば暗喩の性質がどうもわからなくなってきている。それがつらい。思い切り飛躍しますけれども、死刑についてもそう思えるわけです。抹消、削除ではないか、あれもと思うわけです。ひょっとしたら、死刑も抹消、削除の感覚ではないのか。簡単に存在というものを消す。黒塗りにしてしまう。なかったことにする。過去も消す。そういうことあります。

ご存知のかたもおられるかもしれませんが、彼は昨年、俳句集『棺一基 大道寺将司全句集』という本を太田出版から刊行しました。すべて獄中で詠んだ作品で、俳壇だけでなく各界から高い評価を得ました。これが第六回の一行詩大賞を受賞

したのです。選考委員は歌人の福島泰樹さん、作家、辻原登さん、一行詩協会会長の角川春樹さんたちで、読売新聞が後援している立派な賞です。選考委員たちが大道寺将司さんがどのような環境にあるかを知っていることからすれば、授賞は見識と勇気のあかしとも言えます。その大道寺さんから私への手紙には、主催者側からの要請を受けて、自選句が何句か書いてあったらしいのです。それを当局側が塗りつぶした、ということです。

確定死刑囚というのは、面会も手紙のやりとりも制限されることになっています。これ自体も私は、よくわけがわからないのですけれども、あらかじめ許可された特定の相手しか、そのなかに私もはっているのですが、面会も手紙のやりとりも許されない。で、自選句は、自分で選んだ句、何句かあるんですけれども、それを私宛てではなくて、手紙のやりとりをそもそも許されていない、許可してないこの一行詩大賞の主催者にむけたものであると判断、すなわち規則違反であるので、抹消、削除したと。つまりこの俳句の賞を主催しているこの主催者は、おまえがだす手紙の相手として認めていない、したがって自選の俳句を黒塗りしたということらしい。これは推測でしかないのですけれども、どうもそうらしい。でもそんなことを、はいそうですかと聞けますでしょうか？

それからもうひとつは、俳句の賞の主催者側が、受賞者である、つまり大道寺将司さんに「受賞のことば」を書いてくれと求めた原稿依頼文というものがあるのですけれども、これも彼宛てに送ったものが、不許可とされて本人に交付されていない、わたされてない、ということです。これは一体どういうことなのでしょう？ みなさん、些細なことだと思ってもいいかもしれないし、私も、まあそんなことは、この国ではないではない程度にうっかり思ってしまうかねないのですけれども、その「慣れ」というのでしょうか、それが私はいま、恐くなってきているのです。

ついおとといも彼から手紙がきました。黒塗りの手紙を送ってしまって申し訳ないと書いてきたのです。でも言うまでもなく、彼が黒塗りをやったわけではなくて、これは当局がやったのです。それを黒塗りをされた被害者が、俳句を書いている彼のほうが謝ってくる。そのことにほくはヒヤリとするとか、かえってドキリとする。なにかがおかしい、変だな。そんな思いをするわけなんです。

一体、人間と人間のシステム、制度、規則というのはなんなのでしょう。死刑囚として獄中にいるひとたちは拘置所の外の風景も見せてもらえませんから、一生懸命、過去を毎日毎日、回想するしかないのです。それをほんとうに思えば、言う言葉がなくなってしまいます。ある日、自分が一緒に暮らしている犬の写真を手紙とともに同封したわけです。そうしたらその犬の写真が、どう

いう理由か、すぐにはわたされず一時差し押さえることになる。犬っていったって、ちっちゃい鳩くらいじゃないチワワなんです。鑑識かなにかにまわされたんでしょうか、その写真四枚をすぐには交付していない。ぼくは面会にいった、それを知りました。なんで面会にいったかという、彼が一行詩大賞をとったので「おめでとう」と言いに行ったのです。「おめでとう」と言うこと自体、ぼくは悩んだのですけれども、とにかく行くことにしました。行って、私が意外だったのは、彼の笑顔が見たかったのですが、彼は動物が好きですから、きっと犬の写真のことや一行詩大賞のことで笑顔にちがいないと思ったら、やや浮かない顔をしているのです。彼は愚痴をめったに言わない男なので、ぼくは内心おどろいたのですけれども、「最近、刑務官が自分をジロジロと見るんですよ……」と彼が言う。そして「(死刑)執行なんだろうか」「授賞の新聞記事のせいなのか」と呟くのです。ああそうなのか、とぼくは思う。三十七、八年も獄中において、ぼくはこのことばが嫌いだし間違っていると思うのですけれども、「死刑確定」と身分を法的に「確定」されている。「死刑確定」と断ぜられた死刑囚は、日夜、自分の刑の執行のことを考える。考えざるをえない。そこに私が面会室には行って行って、透明のアクリル板に手をあてがって、彼と手を合わせて、「おめでとう！」はなかつたな。「おめでとう！」と、ついぼくは言ってしまったのです。おめでとう！」。この言葉に、自分が言っておきながら、ハツとする。唇が凍える。あの句集が受賞したことを私は心から喜びます。『棺一基』は俳句の賞を総なめにしてもよいほど素晴らしい句集だからです。そう思う。受賞は無論大変よかったのですが、「確定死刑囚」とされる彼に心の底から「おめでとう！」と声をかけるには、まずもって死刑廃止、死刑執行停止という基本的条件が要る。肅然として、そして慄然として、そう思っていたのです。

## 目的と意味、意義、本質

みなさんと一緒に考えてみたいんですけれども、人間にとって、自分が書き綴った表現を、文章を、第三者によって抹消、削除されるというのは、どういうことでしょうか？ これはパソコンで自分が打ちこんだ言葉をデリートしたり、あるいは消しゴムで字を消したりするのはわけが違います。今回の抹消、削除は、ほとんど人体に対する損傷に等しい出来事だと思うのです。私は決して、いま語っている人物のことを特殊化するつもりはないんです。よくそういうふうに見るひとがいますけれども、政治犯と刑事犯は別であると。人間の価値が異なると。私は必ずしもそういう考えかたをとりませんし、それから、大道寺将司さんもそういう考えかたをとっていないはず。人間存在としては、その根底について言うなら、政治犯

も刑事犯も存在価値として弁別不可能であります。私はむしろ死刑という刑そのもの、それから死刑ということ、その裁定が絶対的に免れがたい「確定」したものだといわば機械的に決めてかかる非人間的な法のありようそのものに大きな疑念を感じております。死刑はどのような種類の死生観をもってしても正当化のできない、私たちの集合的無意識の犯罪です。その延長線上で徹底的にこだわりたいのは、この抹消、削除の行為なのです。私はこの手紙を何日間もずっと見続けました。にらめっこをしたわけです。しかしながら、いくらにらめっこをしても、この黒塗りの目的と意味と意義と本質……それがどうしてもわからないのです。

これがそのコピーですけれども、これはよく見ると、黒いマジックで消したようですけれども、結構手が込んでいて、何回も螺旋状の、ぐるぐる渦巻きが書いてあるのです。で、まったく読めないように念には念を入れている。なんのためにそこまでするのか、目的と意味と意義と本質が、わからない。私の目の前にあるのは「結果」だけなんです。現象だけなんです。本質がない。こうまでするならいっそ手紙を破けばよいではないか、と思わないでもない。しかし八行だけを判読不能にして私に送ってきた。底意がどうもわからない。しつこいようなのですが、それがつらい、ということです。それを知らされず、知りえずに、まるでカフカの小説のように不可解なまま不条理なままに生きるということ。黒塗りの手紙と私が、あたりまえのように、まるで大したことでないかのよう、何気なくここにあるということが、どうしてもつらいのです。

各拘置所では在監者の処遇部門の書信係というのがあらしいのですけれども、おそらく書信係の黒塗り担当のひとがいるのですが、そのひと個人の人格に問題があるのだろうか。書信係黒塗り担当刑務官の個人的悪意に問題があるのか。私はまったくそう思わないのです。それはあたかも死刑の責任を、絞首刑の執行担当刑務官に帰するという、まったく短絡的で扁平な理屈と同じです。それから、注目されてよいのは、このデジタル社会にあって、じつにアナログ的な手仕事をしている。その意味もよくわからない。最近私は拘置所について気がつくのですけれども、1階ロビーは獄というより、あたかも総合病院の待合室のようです。昔と大いに変わったのは、面会者に知らせるアナウンスも、係官の肉声ではなく、いつの間にか人工合成の音声になっているのです。何番、何階に行ってくださいというアナウンスが、人工合成のロボットか昆虫のような奇妙な声になっている。一部では民間の警備会社も拘置所機能を助けているらしい。拘置所でもハイテク化がすすんでいる。しかし、この黒塗りは発想といい手法といい、アナログの最たるものです。私はこの検閲と抹消、削除を、単に法律の、たとえば憲法第21条〔集会・

結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密〕(1) 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(2) 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない——ということ盾にとって、言う気はしないのです。憲法第21条は現行憲法の重要な柱のひとつであることは言うまでもありません。ただ、なにかいわく言いがたいところが、音もなく砂が流れるように変わってきている、ということを感じるのです。そのことを、仮説を立てながら、なんとか申し上げたい。何日も何日も手紙とにらめっこして、あれこれ考えてみて、ちょっと自分でもヒヤリとするような仮説がでてきてしまうのです。いくつかの仮説をたててみるのですけれども、腑に落ちるといいますか、ひょっとしてこれではないかというのが、とって自分でもゾットするような仮説なのです。

先ほど申し上げた日本国憲法の第21条というのは、特に第2項、検閲は禁止しているのだと。ということは日本の歴史そのものを踏まえた条文なわけですね。戦前戦中にいかに表現の自由を侵し、出鱈目な検閲をやってきたかということ、痛烈に反省した規定なわけです。これがまったく無視されていることは、今さら言うまでもありません。ただし、問題はここからなんですけれども、検閲の歴史というものを踏まえて、それを反省して作ったのですが、ただ例外規定というのがあって、原則として禁止されるのだけれども、例外として、刑務所や拘置所などの刑事施設では、検閲が認められていると。刑務所や拘置所などの施設におかれている雑誌、または受刑者がだす手紙は検閲され、部分的に切り取られるか、文字が塗りつぶされることもあると。その理由として、再犯とか、あるいは犯罪の指示などの防止のためであると。再犯や犯罪の指示ということがあれば、例外的に21条が適用されずに塗りつぶし、ないしは没収ということになるわけですけれども、でもみなさん、どうでしょうか。俳句は再犯や犯罪の指示なのでしょう。俳句に関する手紙が憲法第21条の例外となる犯罪の指示に該当するのか。これはあきれてものも言えないケースなのです。驚くべき仕打ちであり、怒るべき出来事なのです。

## 「すさみ」について

しかしながら、どうも自分が本当に心底驚いているのだろうか、怒っているのだろうかというのが、よくよく思えば、なんだか疑わしくなっている。手紙の黒塗りという重大な法律違反に際し、私は、そしてみなさんは、マスメディアは、驚愕し、激怒しているのか。身も世もないほど嘆いているのだろうか……。その点に少しく触れなくてはなりません。

先ほど申し上げましたけれども、手紙を書い

てくれた大道寺さんは、三十八年間、日数にすれば一万三千八百日あまり獄中におります。一万三千八百日というのは、すごい時間だなあと感じます。わがこととして考えたら、気が遠くなります。仮に一日最低でも一回、死を考えるとすると、これまでに少なくとも一万三千八百回考えたことになる。一日一回、絞首刑の執行をイメージせざるをえないとしたら、一万三千八百回以上、イメージさせられているわけです。イメージするということは、体験の先取りであるとするれば、あるいは、追体験であるとするれば、都合一万三千八百回ほど死刑にされているということになります。そう言っても過言ではないでしょう。そのことについて、私は彼と話したことはありません。言わずもがなのこと、あえて言うてはならないことなのです。ほくと彼が話すのは、主に、俳句のこと、詩のこと。あるいは、体調や大雑把な世間話で終わってしまうのです。

しかし、彼と会うと、妙な話ですね、気持ちがホッとするのは。気分が和む。なにか懐かしくなったりする。原稿に書いたこともありますけれども、彼と会うと、こちら側が「会われている」、会いにきたのは、じつはむしろであって、ほくが会いにきたのではなくて、ほくは面会されている……と思うともなく思う。被面会者。つまり私のほうが、訪われていると感じてしまうのです。なぜかという、獄内の彼には、直截に言うなら、獄外に充満している「すさみ」がない。見受けられない。私はそう思う。「すさみ」という言葉があたるかどうかわからないのですが、私が自分自身といまの世の中に感じている言うに言えない「すさみ」や目には見えない腐爛。とりわけ、言葉が文字どおりの意思として通じない。届かない、その「すさみ」、無力感。徒労感。私たちの言葉は何か脱臼しています。なぜかはわからないけれども、どこか鬆の入った大根のような……無効なもの、あらかじめ壊れたもの、CMのような迫真の嘘、どうにもならない無力なもの、信ずるに足りないもの、空しいもの……そうした言葉たちにわれわれは包囲され侵略されている。悪性腫瘍のように浸潤されています。



一番話したいのはそのことなのです。私を書きたいこともそれなんです。善よりは悪に興味があるというのは、それに関係があります。で、善よりは悪を大事にしたい。というのもそれなわけですね。まさに逆説的に言っているのですけれども。いま、獄外の善、善魔くらい気持ちの悪いものはありません。彼と会ってホッとするのは、そのこと、まず言葉なんですね。言葉が言葉として通用する。そう感じる。大きな齟齬はきたさない。で、ほくは会いに来てくれたという感じがしてしまう。「過去」がほくに会いに来てくれた。そう思い、ついボーっとしてしまうわけです。まあ年齢が比較的近いということもあるかもしれませんが。それと、ひとというのは、各人全部違う。今日お集りのかたがたも、ひとりひとりが全部、難しい言葉で言えば、個別主体の事情と「わけ」を持って生きている。この主体的事情というのは、他者、隣にいるひと、家族であっても、他者とはまるっきり違うものであります。つまり、自分が立っている場所は、他の誰とも共にすることはできない——という、ひとりひとりがまったくの独自性というものをもっている。これはひとりひとりの「自由」と言ってもいいと思うんです。それを同じにしるということはなんぴともできない、と私は思うのです。その個別主体の事情は、彼にもある。今日お集りのみなさんもそれぞれ、別々の主体的な事情、悲しい事情、つらい「わけ」というものをお持ちにちがいがありません。

彼も一万三千八百日あまりを、たった三畳ほどの、空調もない独居房にいて、外の風景も見せてもらえない。で、日々、三十八年前の罪を、極めて激しく悔いて、恥じて、わびている。しかも現在、多発性の骨髄腫というガンを患っているわけです。これはちょっと大きなクシャミをただけで、骨が折れてしまうような、そういうつらい病気があります。その死刑囚が、私という、やはり彼とはまったく境遇も立場もちがう人間、私という主体的な事情を持って生きてきている男に送ってきた俳句に関する手紙。せめてもの内面の表現。それが、なんでいけないのでしょうか？ なにが悪いのでしょうか？

ほくが言いたいのはこのことです。いまの社会だとか、政治、法律について、あまり言う気はしないのです。ほくが言いたいのはそれ以前の、しかし、政治や法律よりもっと大切なこと、内面の自由や内心の自由を求める心根のことなのです。読売新聞の小さな記事、一行詩大賞受賞というのが、自社後援のことなんだからもっと堂々と載せればいいじゃないかと思うのですけれど、ほんの小さく、彼が受賞したという記事が載っていたらいいですね。で、それを刑務官たちが読んだとしたら、私はこ

う思うのですが、見たとしたら、これは服務規定のなかでは許されないのかもしれないけれども、彼の近くにちょっと寄って行って、通りすがりでもいいから、小声で一言「おめでとう」って言ったら悪いでしょうか？ この国の現在と未来にとって、そういうことは悪いことなんでしょうか？

それなのです。いまの社会のおかしさっていうのは、それにもあらわれている。悪いでしょうか？

ほくはちっとも悪くないと思う。これからお前脱獄しろとか、あるいは刑務官を殴れとか言ってるわけではない。小声で、「よくやったね」というのが、人間という、非常に完成度の低い、いびつな生き物にでもできる、せめてもの人間的行為なのではないでしょうか。口で言わなくたっていい。目で語ってもいい。「確定死刑囚」と断ぜられた男、明日からの未来に、ただ死のみを約束させられた人物に、いま現にともに生きてあることの歓びや過酷な条件下で作句したことへの尊敬の念を一片たりとも表現してはならないのでしょうか。同じひととして祝意を述べてはならないのか。それをあろうことか、逆にする。弁護士や、あるいは検察官は、法の適用について言うかもしれない。しかし私はそうは思わないのです。そうではない、これは法以前の問題であると思います。心根の問題です。われわれの心根がおかしくなっているのではないか。獄外のほうが獄内よりも、よりやさんでいるのではないかと感じるのです。

## 血も凍る仮説

塗りつぶしに関し、推定できる理由というのは、だいたい四つくらいあります。塗りつぶされた手紙には、ページ数とか行数とかが書いてあったと想像できます。『棺一基』という俳句集の何ページの何行目の句を自分で選びますと。というのが書いてあったとして、そのページ数や行数をですね、例えば、暗号とか乱数表として不審がったと。で、これを差し止めたと。暗号の使用、その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるときは、その手紙を渡さない。交付しないと。

それからもうひとつの理由、この拘置所の担当の刑務官が、あるいはその上司の人間性がゆがんでいる、ということから発生した問題なのかどうか？

私はそうは思わないのです。刑務官を、あるいは警察官、あるいは自衛官を、あいつら馬鹿だからというひとがいるけれども、私はまったくそうは思わない。あいつら馬鹿だからというのであれば、私はいま一番馬鹿なのはマスメディアの人間だと思います。これは断言できます。したがってこの二番目の、人間性のゆがみを拘置所当局で働く人間たちに帰するという考え方には賛成しかねます。三つ目の可能性としては、死刑囚が俳句を詠み、それを出版し、高い評価を受け、受賞したこと

対する嫉み<sup>そね</sup>、仕返し、悪意、いやがらせの可能性。それとその著者と出版協力者である私への、どこか粘液質のいやがらせ、脅し、警告でしょうか？

これは明確ではない。明確ではないということがポイントです。現代という世界の、一番の明確な恐さというのは、なにがやりたいのか明確ではない、無意思、わからないということであります。

それから四つ目、最後の私が考えた選択肢ですね、塗りつぶされた俳句は、本来許された交信相手である私へのものではなくて、交信が許可されていない、もう同じことの繰り返しになりますけれども、一行詩大賞の事務局に宛てたものだから、これがだめなんだと。というこの四つの可能性のどれかではないかと、私は思ったわけです。で、また数日間、黒塗りの手紙とにらめっこしたわけです。で、これはなんなのだと……。いまは2013年であります。私が生まれた1944年ではないのです。この真の究極的な目的と意味と意義っていうのは、なんなのだと……。で、ふたたび思い惑うわけです。そうすると、驚くべき仮説にいたるのです。真の究極的な目的と意味と意義というふうにいえば、だれのためのという所有格ですね、my あるいは your あなたがたの、our われわれの、といった属格ともいいますけれども、それがともなわなければならない。でもここには、この手紙を塗りつぶすという行為には、われわれの利益、あるいは彼らの利益、ぼくの利益、というふうに、属格や所有格で包まれるような、そういう事柄ではないことが、明らかだと私は思うのです。

血も凍るような仮説はこうであります。このこととわれわれの生き方、それから現在の生活というのは大いに密接に関係するわけでありますけれども、今回の検閲と抹消には、じつは、真の究極的な目的も、意味も、意義も、ありはしなかったのではないか。なにもない、なにもなかった。究極の「真犯人」はいなかったのかもしれない。そういうことです。

## nobody と nothing

この行為には腑に落ちる、ひととして腑に落ちる、納得のできる、得心のいく、そういう根拠がありません。法律の適用の是非を言っているのではないのです。あらためて足もとを我々が見てみればですね、私も、それからみなさんの生活、労働、勉学というのに、なにか真の究極的な目的、意味、意義というものが、ほんとうにあるのでしょうか。あるいはそれを感じることができそうな社会でしょうか。私はそうは思わないのです。この真の究極的な目的と意味と意義というものを、徹底的に欠いた、空無のシステムに生きるともなく生きているのが、われわれではないかと思うのです。この黒塗りの手紙、これをアートとすればですね、これがわれわれのいまであるし、現在のアートの「性質」

であるし、「水準」ではないか。レベルではないかと私は思うんです。それから、これが私と私たちの、この社会のですね、文化と芸術の所産であるし、それからわれわれの政治のリアルな水準というものがこれではないかと思うのです。この黒塗りを許し放置するかぎりにおいて、私たちはこの低劣な文化水準に永遠にとどまらなくてはなりません。

この国がまだ、断固として手放さないでいる死刑という制度も、じつは、よくよく考えてみれば、真の究極的な目的と意味と意義を、徹底的に欠いた、空無の、何もない「儀式」なのではないか。そう私は思うのです。真の究極的な目的と意味と意義を何ら持たないままに、死刑も、それから信書の検閲も抹消も「執行」されているのではないかと思うのです。空無が、すなわち虚しいもの、無いもの、nobody と nothing が、じつのところ、われわれを支配しているのではないかと。それほど怖いことはありません。しかし、われわれの精神というのは、これはもう物故した作家、高橋和巳が書いた言葉ですけれども、「精神は本来、空虚を厭うものだ」といいます。精神は本来、空虚を厭うものである。そうです。ここに、ぼくは「悶え」の、われわれの「悩乱」の原因がなければならぬし、そうであるべきだと考えます。精神は、われわれの心は本来、空虚を嫌うものなのだと。空虚を厭うがゆえに自省し、内省するものだと。しかしながら、残念ながら、われわれはほぼ、全面的に空無、空虚というものに支配されているような気がするのです。で、そのころ私は、こういうメモを書きました。この黒塗りの手紙を見ながら、私は自分のことばで、自分の気持ちを綴っておこうと思ってメモを書いたのです。それはこんな内容です。

「夜には来ない ぜったいに夜には訪れない 朝だけのあの儀式を 白々とした 夜によるをつぎ 俟つのではなく いくとせ俟たされて おい笑ってはならぬ 生き生きと生きてはならぬ 生き生きとしゃべってもならぬ ゆめ悦ぶな ゆめ凶にのるな ゆめ目立つな ゆめ希望をもつな いいか みずから死んでもならぬ 狂うのも許さぬ おまえは生きている間は 生きて正気で死ぬ もしくは 正気で死んで生きよ 何度でも何度でも死ぬ と ゼンコクミンに命じられて どこまでも無に等しい 白々しい時はずれに ゼロのなかのゼロとして ひたぶるにうずくまり 夜には来ないはずの 朝だけのあの祭儀を 俟つのではなく 俟たされて ついに疲れて うとうと まなかいをよぎる夢まで消されて そのうえ ゼンコクミンのみなさま 最期の 終わりの言葉まで奪おうというのか」

これは半分は私の気持ちであり、半分は彼の気持ちではないかと私は思っています。私がお話していることが、今日お集りのみなさんの胸にど

れほど届いているか、届いていないのか、私にはわかりません。ただ、私がいま一番やりたいのはですね、この「わからなさ」をなんとか表現することなんです。一体なんなのだと、nobody と nothing とはなんなのかを書きたいのです。

## 死刑囚は人間か

われわれはいままで簡単に言ってきました。「国家権力」という言葉、あるいは「警察権力」「拘置所当局」という言葉を言ってきました。そこにいる者らを「反動」とあるとか言ってきました。でも、本当にそうなのか。対象からもっと引いたり、対象にもっと近づいたりして見て、もっとにおいのある、手触り感のあるものとして、ひと＝われ＝他者というものを眺めなおす必要があると感じるのです。いまの事態というものを、法の文章ではない、人間の言葉として、つまり人間の身体というものを言葉に入れこんだものとして再構成していくことはできないのかどうか。それをしなければならぬと思うのです。そうすると、ひとつの設問が立ちあがってくる。これは私は法律家に問うているのではないのです。われわれが考えなければいけない。さっきのこれ（黒塗りの手紙）ですけれども、これの究極の真犯人を、まだぼくも、それからみなさんも言い当てることができないでいると思うのです。

その前に、別の設問を、ここでどうしてもせざるを得ない。それはなにかというと、「死刑囚とは、そもそも、人間なのであろうか？」ということであります。この前、東京拘置所を訪ねたときに、私が面会した相手は、病棟にいました。病棟というのは、拘置所内の病室のようなものです。ですから、そこはわずかながらエアコンがあるらしいのですけれども、そのほかのところはエアコンがないものですから、この気温ですから、少なからぬ人びとが在監者が熱中症になって、担ぎ込まれてくるといいます。われわれはそういうことを知っているでしょうか。生身の人間として、在監者の身体を想像できているでしょうか。こうした事実はおおかた抽象化されて、あるいは情報として対象外のものとされてしまう。これも抹消され、それから黒塗りになっている部分がある。「死刑囚は、そもそも、人間なのであろうか?」。ひょっとすると人間である証拠がはっきりしていないのではないのでしょうか。この極東、われわれは Far East = 極東におりますけれども、極東にですね、複雑にからまりあっている、人間的というよりはある種の植物のような、陰湿で、どこか執拗で、言語の通じないツタ類のような社会がある。私はこれを社会というよりは、なにか植物の群落のように思うときがあるのですけれども、まったく残念ながら、死刑に反対するにせよ、賛成するにせよ、このはじめのはじめの問いからはじめなければいけない。

「死刑囚とは、そもそも、人間なのであろうか？」  
というところからはじめなければいけない。そんなの、あなた、自明じゃないですかと、彼は人間なんですよ、と答えるとしたら、なぜこうも人間扱いをされないのか。それをぼくは問いたいのです。

私は、だいぶ前に、旧東ドイツの重罪刑務所にいったことがあります。そこでは、重罪刑務所であって、ドイツでは、とっくの昔に死刑が廃止されておりますので、過去に重い犯罪を犯したひとたちが収容されている。ぼくはそこにいて驚いたのですけれども、何人かの殺人を犯した、そのひとと、その獄内でインタビューすることができました。そしたら彼の独房、独房というふうにはぼくには見えなかったのですが、彼は水槽に熱帯魚を飼っていたのです。彼我の差、我と彼の差に、唾然としました。そのときに私の心の中にさえ、「えっ、ここまで許されるの？」という気持ちがつい浮かんでしまう。それが逆にぼくは、おかしいんじゃないかというふうに思ったわけです。それからその重罪刑務所のなかでは、その収容者たちの新聞が発行されている。刑務所内の食事内容を改善せよといった受刑者の声がフィーチャーされていたりする。中年の男の編集長にも、ぼくはインタビューできました。その編集長は、殺人を犯したことのあるひとで、でも話していて、とってもインテリジェンスのある、魅力的な人物でした。ぼくはここに、人間というものの深さというものを見るわけです。どうか誤解ないようにお聞きいただきたいのですけれども、私の性癖かもしれないけど、はっきりいって、「善人」よりも「悪人」といわれているひとの話のほうが、聞いていて引き込まれる。あきらかに存在として底光りする魅力があるのです。つまり、善魔よりは悪魔のほうがよほどおもしろい。ユーモアもある、深みがある、ということが言えると思うのです。脱線しましたがけれども、翻って、この極東の死刑囚とされる彼らは、モノではなくてほんとうに生きた、有機的な思考体なのかどうか。そのように扱われている

のか。有機的な、あるいは生きた、有機的な思考体ではなくて、「生きた無機物」とでも言うほかない不合理の存在なのか。そうした存在があってよいのか。これは、ほんとうに始原に立ち返って考える必要があると思います。

## 「人外」ななにものか

純粹に実証的にいえば、日本では、死刑囚、とりわけいわゆる「確定死刑囚」と分類されているひとたちは、ひとでありながら、もはやひとではなく、ひとであろうと願ってもならない、いわゆる「人外」ななにものかなのではないか。一切のビオス（社会的政治的生）を剥奪されたゾーエ（剥きだしの生、生物的な生）あるいは「生物的な生」以下の、もはや〈非在的實在〉ではないか。われわれはそうした〈非在的實在〉をどれほど実感できているのでしょうか。死刑執行のそのときまで、薄暗がりのなかで、ただ黙ってうずくまっている、そういう「影」でなければならない。つまり、詩を詠んだり、絵を描いたり、あるいはなにもしなくても、回想にふけったりしながら、ひとりでコロコロ笑ったり、そういうことは許されない。友だちに好きなことを手紙に書いて、何かを表現する。ひとである期間、生きている間、ひとはどのみち死ぬわけですがけれども、死ぬまでの間、生きる意思や希望や夢を書いたり考えたり、回想したり、それらを社会に発表したり、あるいは妄想したりすることが、生きる態度として認められない。ただ死を待て。絞首刑が執行されるのをひたすら待て。お前は従容として死に就くべし。死あるのみ。そういう存在というのは、生きる思考体として可能かどうかということから、はじめなければならない。そんなばかなことがあるかと、私は思います。現行法の体系内でも、私はやはりおかしいというふうに思う。自分がそうしたいときに声をだしたりする能力、あるいはうたう能力、叫ぶ能力、自分を表現する能力……を奪われる。市民権を取り消される。そのひと自身の生の根源をです、生きるということ、そのひと独特の方法で奮い立たせる手だてというものを、完全に消されてしまう。そのひと自身の生きる、生きたいという気持ちを、あるいは、つい死にたくなるけれども、なんとか自分を焚きつけて生かそうとする。みなさんのなかにだってあると思うんです。私もしょっちゅうあります。そういう手だてを踏みにじられる。自分独特の方法というものを取り上げられてしまう。それはあっていいことなのだろうか、ということなのであります。いやそうじゃないと、そうじゃないんだというひとがあれば、その死刑囚が人間である証拠と、人間であるかぎりにおいて受ける



べき処遇のいちいちを、みんなに、ひとびとに広く、これを開示する必要があるのではないのでしょうか。

ここで私はまだ、この黒塗りの手紙というアートの、この作家と犯人を、誰かとは言ってないんですけれども、もうひとつ私は、ここで驚くべきパラドクスというものを考えてしまうんです。今日私はそれを言うか言うまいか、多少迷っております。でもやはり言うべきだと思うんです。つまり、死刑囚……。ときどき新しくなった東京拘置所において、私は手足が悪いものですから、面会を許可されて、ボディチェックをされて、最近ボディチェックのところ为民間の請負になったりして、拘置所もずいぶん変わってきているなどと思いますけれども。ボディチェックのところからエレベーターのところまでいくのは、結構遠い。私の足では結構きつい。私はいつも不審に思うのは、その明度なんです。どこか仄暗い。本当に明るいのではない。仄暗いんです。壁の横に、細い縦長の明かり取りのようなものがある。行ったことがあるかたはご存知でしょうけれども、明かり取りにちょっとススキなんかが見えたりするわけでありまして。その微妙な明るさ、暗くもなければ明るくもない。薄明といいますけれども、薄ぼんやりとした明るさに、いつもギョッとするわけでありまして。

## 日本独特の神経細胞

私が言ったパラドクス、逆説というのはこうなんです。死刑囚となにか類似性があるのは、畏れ多くもかしこくも、仮説はこうなんです。それは禁中、宮中なのであります。死刑や刑場と禁中を、その「場」の彩度や明度で結びつけるというのはほとんどない話だと、みなさん思うかもしれない。ひどい「不敬」であると。しかしわれわれの思考様式のなかの、死刑という観念、あるいは死刑という情念というものと、それから皇室というものに関する情念には、なにかの結びつきがあるんじゃないかというのが、私が長年来感じてきている謎なのです。ニッポンという群落が無意識に内包している美意識にもそれらは通じるかもしれません。それはなにか。簡単なことばでいえば、非合理性＝irrationalなもの。それから非言語的な空気であり、そして薄明、薄明かりというものであります。ニッポン的、あまりにニッポン的な絶対的空無の深淵とでもいみましょうか。その明度、彩度、色相において、禁中と刑場は、はなはだ申し訳ないけれども、通底しているのではないかと、似ているのではないかと私は怪しむし、怪しむ権利があると思います。なぜ私がそう言うかについて、これから縷々ご説明したいと思います。ひとでありながらひとでなく、または、逆に、あまりにひとでありすぎる、そういう behavior、つまり生活態度というものを許されない。そういうオープンな behavior のすべてを消去されてしまう。生きながら、生きていなが

ら、外部とのまぐわいですね、まぐわいというのは、情交であります。セックスであり、それから目配せでもあり、交歓、歓びを持ち合う、交感でもあります。ひとであるかぎり禁じえないそれらを禁じられる。たえず監視されている。それは日本というツタ社会にはりめぐらされた、ある種の「神経細胞」のようなものではないかと、私は想定しているのです。

いま言った神経細胞、これが私が行った、訪問した、他のどの国ともちがう。おそらく中国とも違う。それから韓国、北朝鮮とも違うなにかが、このニッポンにはある。それは言語化がなかなか難しい。この言語化の難しい、薄明の酷薄を、なぜこういうふう何十年も、何百年もそのまま放置してきているのか。いまだにわれわれはそうした薄明の、薄暗がり、われわれの外部だけではなくて、われわれの体内に持ってしまっているのではないのか。これは答えが割合はっきりしていると思うんです。それはわれわれがあえて見ようとしなからず。見ること、覗くこと、あるいは分け入り、そこに立ち入ることは「タブー」とされているということです。執行中の刑場の全容を見ることはできない。時たま、テレビで映したというけれども、あれは執行のないときに、ガラスの外から撮った映像であって、内側ではない。絞首刑に処されたひとたちの頸骨が折れる音、舌骨が折れる音、脱糞する音、肉と骨の音、叫び。それから立っている鉄板がふたつに割れて、人体が闇に落ちていくときのあの滑車の音、ロープが張りつめる音。そういうものが全部はいつているわけではない。それを長きに渡って、もう戦後六十八年間も、知ろうとしなかった。まず一義的には、われわれのなかに大きな問題がある。知ろうとしないのは、われわれのなかに、そこまで知ろうとしてはならない、という無意識の神経細胞がはたらいているからなのではないかと、私は推定するわけです。

世間、マスコミの中核、それから腑抜けの新聞記者たちの身体の内をへめぐっている微細な触手のようなもの。自由を制御する見えない神経細胞。2013年の今年の8月16日付けのこの黒い手紙。判読不能にした責任者、指示者、意図、目的はなにか。わからないのです。わからないようでわかる。しかし、わかるようでわからない。ただ聞こえてくるのは、死刑囚は勝手なことをするな、俳句など詠むな、死刑囚に詩を書かせるな、獄外の者は妙な協力をするなというふうな脅しであります。「確定死刑囚」は俳句など発表するな、ただおとなしく、じっと死を待て……という顔のない黒い声。顔のない黒い声は世間というものの無意識とうまく融けあいます。この国の俳人、詩人、作家、マスコミの人間たちは、いや、私は、これを黙って見過ごしてよいのでしょうか。(前半了)



## 後編

長いこと、一時間以上かけて、この黒塗りの手紙についてお話しました。けれども、ぼくはまだ、手紙を塗りつぶした「真犯人」については言及してはいません。その究極の真犯人のことを考えながら、次の話をしたいと思います。

みなさんはいかがですか、最近、ときどき、鳥肌が立つようなことはないでしょうか？ 総毛立つということがないでしょうか。いま、歴史がガラガラと音をたてて崩れていると感じることはないでしょうか。ぼくは鳥肌が立ちます。このところ毎日が、毎日の時々刻々、一刻一刻が、「歴史的な瞬間」だと感じる場合があります。かつてはありえなかった、ありえようもなかったことが、いま、普通の風景として、われわれの眼前に立ち上がってきている。ごく普通にすーっと、そら恐ろしい歴史的風景が立ちあらわれる。しかし、日常の風景には切れ目や境目が無い。何気なく歴史が、流砂のように移りかわり転換してゆく。だが、大変なことが立ち上がっているという実感をわれわれはもたず、もたされていない。つまり、「よく注意しなさい！ これは歴史的瞬間ですよ」と叫ぶ人間がどこにもいないか、いてもごくごく少ない。しかし、思えば、毎日の一刻一刻が歴史的な瞬間ではありませんか。東京電力福島原発の汚染水拡大はいま現在も世界史的瞬間を刻んでいます。しかし、われわれは未曾有の歴史的な瞬間に見あう日常を送ってはいません。未曾有の歴史的な瞬間に見あう内省をしてはいません。3.11は、私がそのときに予感したとおり、深刻に、痛烈に反省されはしなかった。人の世のありようを根本から考え直してみるきっかけにはなりえていない。生きるに値する、存在するに値する社会とはなにかについて、立ち止ま

って考えをめぐらす契機にはかならずしもなりえていない。私たちはもう痛さを忘れている。歴史の流砂の上で、それと知らず、人びとは浮かれはじめています。

## 「社会の内面」が変化

政治は、予想どおり、はげしく反動化しています。それにともない、「社会の内面」がおかしくなりつつある。社会の内面という

と何のことかと言われそうですが、たとえば、高校の教科書の問題、みなさんよくご存知だと思いますけれども、高校の日本史の教科書をめぐる神奈川県の話。あれだって歴史的な瞬間だと私は思っております。実教出版からの「高校日本史A」「高校日本史B」。それには国旗・国歌法に関する説明で、「政府は国旗の掲揚、国家の斉唱を強制しないということを国会審議のなかで明らかにした」「しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある」という、誰もが知っている事実、むしろちょっと食い足りないくらいな記述があるのですけれども、実際には記述どおり、あるいはそれ以上のでたらめな監視、それから強制、処分があります。たとえば「君が代」をうたっているかどうか、口パクだけじゃないかどうかということ、わざわざ教育委員会とか、あるいは極右の新聞記者が監視しにきてそれをメモっていく。わざわざ学校や教育委員会に電話をかけて告げ口したり記事化したりする。極右というのも、非常に懐かしいことばですけれども、しかしいまや日常の風景になってしまっている。

実教出版の日本史教科書の記述に対し、神奈川県教育委員会が語ったのは、これまた私のような人間は啞然とするほかないわけですけれども、「国旗掲揚と国家の斉唱は、教職員の責務であり、強制にはあたらない」ということであります。腰ぬかすほどびっくりしてしまう。「君が代」斉唱と日の丸掲揚が、いつから教職員の論議の余地ない「責務」になってしまったのか。責務とは、自分の責任として果たさねばならないことがらであり、責任と義務を意味します。「君が代」斉唱は自分の責任として果たさねばならないことがら、でしょうか。私が若かったころは、こんなものは責務でもなんでもなかった。だいたい、建国記念日だって、

神武天皇が実在しなかった人物であることは、まっとうな歴史家であれば常識であり、したがって、戦前戦中の「紀元節」にあたる2月11日を「建国記念の日」とする客観的な根拠はゼロという見方が大勢でした。国旗・国家法は基本的に戦前の日の丸・君が代の考えと変わらないのであり、それらの押しつけは憲法第19条〔思想・良心の自由〕の違反です。この点について、この国はもはや最高裁判断の大半も信じるに値しない基本的な「信の危機」にあると私は思っています。神奈川県教育委員会は「国旗掲揚と国家の斉唱は、教職員の責務であって、強制にはあたらない」と断定しています。この断定にもとづきふたつの教科書について、これを採用するなというふうに各高校側に圧力をかける。で、結果、高校側が採用希望を取り下げた、という経緯です。

さらにおどろくのは、これを伝えたNHKのニュースが、これを関東版のローカルニュースとしてごく簡単に流したことです。全国版の、もっと上の価値のある、重要なニュースバリューのある問題としては、なんとかいう雑誌が、読者五十人に対してプレゼント当選と掲載しながら実際には三人にしかプレゼントを送っていなかった、これが、現下深刻に考えるべき不正な問題として全国ニュースで大きく取り上げていました。読者五十人に対してプレゼント当選と掲載しながら実際には三人にしかプレゼントを送っていなかった雑誌の虚偽と日の丸・君が代およびそれらをめぐる教科書にかんする神奈川県教育委員会の間違っただ断定。どちらが重要でしょうか？ 問題の質としてどちらが重いでしょうか？ 物事の軽重、上と下、白と黒が、逆になってしまっている。われわれは受信料を、ほぼ半強制的に支払わせられながら、ファシズムを買っている。わざわざお金をだして、ファシズムをなぜ買わなければならないのでしょうか。なにかおかしくはないか。

## 日本の原ファシズム

ファシズムの原型、始原のファシズムのことを原ファシズム＝ウル・ファシズム (Ur-Fascism) と言います。国家や共同体は、いかによさそうに見えても、大なり小なり原ファシズムの諸要素をふくみつつものですが、ウンベルト・エーコによれば、原ファシズムの第一の特徴は「伝統崇拜」です。日本ではまずもって日の丸・君が代という戦前・戦中とまったく変わらない表象への拝跪思想がウル・ファシズムにあたります。この思想は古くて、同時に新しく、およそ例外や平等な議論というものを認めません。日の丸・君が代にかんするきわめて狭量で、悪い意味で一貫した司法判断は、この国の司法の底流にも黒いタールのようなウル・ファシズムの心性が残っているのだということを気づかせてくれます。しかし、すべてにおいて司

法判断が正しいわけでもないし、あるべき良心と知性と歴史観は、日の丸・君が代に抵抗するのが自然ではないでしょうか。しかしこの問題について、他の深刻な問題でもそうなのですが、大激論の戦端が開かれたとはけっして言えません。

この国では知的な激論が長期にわたって展開され、テーマへの認識を深めていくということがまずありません。「万機公論に決すべし」などと言うけれども、公論なんてどこにあるのでしょうか。まず自民党が党内で隠然と論を進め、政府お抱えの「知」なき御用学者、「知」なき識者らでなるインチキ諮問機関が一応討論をした体裁をとり、マスコミがそれを無批判に追認し、世間がそれをなんとなく受けいれていくというウル・ファシズムの古典的姿しかない。世論の醸成どころか世論を仮構する古くさいプロセスしかない。そこにはこういう問題があります。「個」の没却という問題がある。

それはこういうことです。89年でしょうか、昭和天皇が亡くなりそうになったころ、私は外信部におりましたから、昭和天皇死去にかんする外電がくる。当時フランスはミッテラン大統領でしたが、昭和天皇が亡くなり国葬をしても、ミッテランは国葬に出席するべきではない、なんとならばヒロヒトは戦犯なのだから、という投書がフランスの新聞「ル・モンド」に載り、パリの特派員がそれを送ってきました。これは他国の新聞の読者のひとつの見識なわけですから、こういう感じ方もあるんだ、欧州の感覚のなかにはまだアンチ・ヒロヒトがあるのだなあと、私はデスクをやっておりましたので、これは出稿しようということになってこの原稿をだしたわけです。そしたら五分もたたないうちに、整理本部から部長クラスの間人がすっとんでくる。これはだめだと言うのです。なぜか。

で、大声あげて、編集局のど真ん中で三十分、いや小一時間くらい言いあいをしたことがあります。問題はなんだったか。天皇がまだ亡くなくてもいいのに、逝去を前提にした内容の原稿をだすのはいかなものか、というわけです。いかなものかにも、これはル・モンドに載った投書なのです。もうひとつは、天皇に「陛下」という敬称がついていないという。開いた口が塞がらないというのはこのことです。「ミッテランよ、日本の戦犯の国葬なんかにはでるんじゃない」という投書なのに、わざわざ「陛下」をつける阿呆がどこにいるのでしょうか。でも新聞というのは、こんな程度です。いまや議論すらないと聞きます。ぼくはよく尋ねるんです。新聞記者ないしは雑誌の記者なんかには訊く。いまこの社会のヒーローは誰なの？

この社会の敵は誰か？ それから、あなたがたはいまどんな議論をしているか？ 最近喧嘩したか？ 職場で怒鳴り合いをしたか？ そんなことを訊くんです。すると、ヒーローもアンチ・ヒーローも敵もよくわからない、という。議論は特になく、怒鳴り合いはしないという。どうやら部下を「バカ」

「やめちまえ」などと言うのはコンプライアンス上、絶対にいけならしい。呼び捨てでもいい。大声、怒鳴り声、小突きあい、つかみ合いはもってのほか。そしたらぼくはもう、おそらく千回以上処分を受けてなければならないくらいひどいことをやってきたわけですけども……。

## 不自由を希求？

脱線しました。けれども、その「個」の戦い、つまり「どつきあい」と熾烈な議論が少なくなってしまったということです。なぜかはわかりません。だいいち、声が聞こえてこない。「いまは、人間の声がどこへもとどかない時代です。自分の声はどこへもとどかないのに、ひとの声ばかり聞こえる時代です」と詩人、石原吉郎が言ったのは1972年のことでした。石原は深い絶望とともに、われわれは言葉に見放されている、とも嘆きました。41年後のいま、不思議なことに、私はまったく同じことを思います。われわれは言葉に見放されている。自分の声はどこへもとどかないのに、ひとの声ばかりが聞こえる。いや、ひとの声さえも、心の底からの声は聞こえてこなくなっている。地声が聞こえない。なぜでしょうか？ わたしはわかりません。ただ、声がとどかない、言葉に見放される状態というのも原ファシズムの特徴の一つではないかと感じます。言葉を失う過程、ひとの胸にとどける声を失うなりゆきは、とりもなおさず、人間存在つまり「個」の内奥への熱烈な関心を薄めてゆく過程にちがいません。そして、人間存在＝個の内面への切実な関心をなくしてゆく過程も、ウル・ファシズムと関係があるように思えてなりません。テクノロジー、モノ、お金の獲得とひきかえに、ひとと言葉への無関心、無感動が「虚の波」として押し寄せています。人格はますます分裂的にしか存在しえなくなっている。日教組の「緑の山河」という歌と「君が代」を、ひとつの同じ口でなげうたえるのか。苦しくはないか。悲しくはないか。うたいたくない歌をうたわせるというのは、つらいはずです。うたいたくない歌は、うたわなくていいはずです。なぜその自由もないのか。なぜその自由について堂々と議論できないのか。つまりこう思うのです。われわれはじつは、自由を求めているのではないのか。無意識に不自由を欲しがっているのではないのか、と思うのです。不自由のほうがいろいろ悩まずにすむ。サルトルに言わせれば、「人間は自由という刑に処せられている」。自由のほうが主体的に考え、悩み、選択しなければならぬぶん、まったくの不自由よりも精神に負荷がかかる。なぜなら完全な不自由状態にあっては、考える余裕も必要もないからです。ファッション的不自由の麻薬的な「魅力」は、逆説的に言えば、ものごとを深く考えずにすむことです。ブラッドベリの『華氏451度』もそうでした。読書

を禁じられた人びとは耳にはめた超小型ラジオや壁一面の大画面テレビからあたえられた情報だけで、深く悩むことなく暮らしている。ハクスリーの『すばらしい新世界』では、「社会の善良で幸福なメンバーになるためには、総合的理解の度合いはできるだけ低いほうがいい」という、意味深なくだりがあります。人間観、世界観、歴史観は浅いか、なにもないほうが幸福でいられる。読書などは「反社会的勢力」のやること、「テレビ壁」に囲まれて生きれば幸せ……といったディストピアは、しかし、もはやSFではなく、現実のものになりつつある。いまわれわれは、かぎりない不自由を求めているのではないかとさえ私は思います。教科書記述の重大な問題、「日の丸・君が代」がア・プリアリな、議論の余地のない義務であるかのように、「責務」だと断言して恥じない。これはちょっとすごいなと絶句しますが、私も心のどこかでは、いまさら言挙げしたって空しいだけとあきらめかけているところもないではない。ひどいなと呆れる感性が、なんども呆れているうちに擦り切れてきているのかもしれない。「これは国民の責務である」と、かつてこの国の天皇制ファシストたちがいくたび言ってきたでしょうか。よくよく思えば、これなんです。びっくりしてしまう風景の変化。反論、議論の消失。さきほど私が言いました「よく注意しなさい。これは歴史的瞬間です！」と叫んだというのはハンナ・アーレントのお母さんマルタです。ハンナ・アーレントに対して1919年に言っただけです。1919年というと、スパルタクス団の蜂起のころですから、現在とは本質的に時代の性質が異なります。しかし、価値観の底が抜けたような現在には「歴史的瞬間」がなくなっただけかといえば、それはちがう。「日の丸・君が代」の強制というニュースの重みが、景品を五十個送るべきところを三個しか送らなかったという話と逆転してしまう。現在とは、「よく注意しなさい。これは歴史的瞬間です！」「しっかり記憶しておきなさい」という人間が誰もいない。それが現在ではないでしょうか。

## 歴史の大転換

2013年のいま、歴史の大転換が、まったく大転換ではないかのように、当然のように進んでいます。現在はたとえば、オーウェルの『1984年』にでてくる奇怪な社会と相通じる現象が、少しも奇怪とはされずに横行しています。この社会にはすでに「ニュースピーク」(新語法=newspeak)も「二重思考」(doublethink)も、文法と語彙、思考の単純化も、略語の多用も、『1984年』の世界とつながるものだらけです。で、先ほど問題にしている「責務」というのも、つまりはニュースピークです。責務というのは、本来自分の責任として果たさなければならぬことがらですから、つまりわれわれの主体の内面ですね、心に密接にかかわる言葉

なわけです。ですから「日の丸・君が代」など内心の自由を侵すことがらを「責務」とは言えません。戦争の協力だとか、あるいは外国人の排斥に通じるような教育方針も「責務」であるわけがない。昨今あちこちでおきている在日韓国人いじめに、これもまた私はあきれてものが言えない。怒りを禁じえない。私にも在日コリアンの友人がおりますけれども、私はこう言うつもりであります。「私の友人にその危害が迫ってきたら、必ず守る」と。つまり情勢はもう、口で言ってすむ段階をこえているのかもしれない。そして、マスメディアには、これまた所有格、属格のない、だれの新聞か、だれの放送か、our か your か their か、それがない。主体も人格もない、そんなものに頼ってはおれません。ぼくはどの団体にも、なんの組織にも所属していません。文芸家協会に入っておりますけれども、それは国民健康保険をもらうためだけです。私は一切、なににも属さないということを、せめてもの「主義」にしております。この世でなににも属さず、なににも加担せず、なんてことは実際にはありえません。が、できるだけ単独でいたい、いかなる指示も受けずに単独で戦いたいとつとめております。ただ、いったん友人となった以上、その友人に危害が及ぶようであれば、私はどつきあいに応じようと思っています。いまこの外国人排斥、在日コリアンの排斥、悪意に満ちた行動……これは絶対に許してはいけません。一部の動きであるとはいえ、無視できません。この動きがなにを発生源とし、今後どのように展開していくのかを考え注視し、反対していかなくてはならない。

不自由を強制する、力によって他人を従わせる、無理強いをする。「日の丸・君が代」に関わる身体的行動がまるでア・プリアリに、生得的な、本有的な義務であるかのように公言するというのはですね、おそらくは、今上天皇でさえも、現在の天皇も、眉を顰めるにちがいないのです。天皇はかつて秋の園遊会で、将棋の米長邦雄・元名人に対し「(教育現場で「日の丸・君が代」が)強制になるというようなことでないほうが望ましい」と発言しています。この問題では神奈川県教育委員会など押しつけや強制、詭弁をなんとも思わない各地の教育委員会より、天皇のほうが常識的で、開明的、進歩的です。にしても状況は劇的に変化しています。いわゆる「慰安婦」の問題もそうです。安倍晋三は2007年、日本軍の慰安婦問題について「強制性については、従来から議論があったが、かつての定義である強制性について、それを裏づけるものや証拠はなかった」と日本軍に責任はなかったとし、これが現在のこの国の多数派の主張になっている。安倍は、戦争放棄をうたう憲法9条の「平和条項」についても「憲法9条の規定は独立国としての要件を欠くことになった」「当時の米国の日本にたいする姿勢が色濃くあらわれているのが、憲法9条の『戦争の放棄』の条項だ。米国は、

自らと連合国の国益を守るために、日本が二度と欧米中心の秩序に挑戦できないよう、強い意志をもって憲法草案の作成にあたらせた」と述べ、第二次世界大戦での日本人の戦犯問題に関して「いわゆるA級戦犯と言われる方々は東京裁判において戦争犯罪人として裁かれたわけだが、国内法的には戦争犯罪人ではない」と再三居直っている。また、中国との領有権問題については「この問題に外交交渉の余地などない。尖閣海域で求められているのは、交渉ではなく、誤解を恐れずにいえば物理的な力だ」と断言しています。核兵器保有に関しては2002年5月に早稲田大学で開かれた講演で「憲法上は原子爆弾だって問題はない。小型であれば……」とまで語ったことがあります。彼はこの考えをまだ捨ててはいないと思う。いざとなったら、戦術核ぐらいもって中国に対抗する、というのが安倍の好戦的な本音ではないでしょうか。歴史は目下、修正どころか安倍内閣により「転覆」されています。しかもこの内閣が世論の高い支持率をえてますます夜郎自大になっている。不思議で怪しい時代にわれわれはいる。

## ナチスに学ぶ？

耐えがたい局面はすでにおとずれています。結局は、どのみち戦端を開かざるをえない。戦端を開くのは個人です。個であると思うんです。個としていわば一步も引かずに、不正義を睨む。暴力をふるえというのではないのです。でも睨みつける。絶対に引かない睨みつけかたというものがあるにちがいないのです。「注意なさい。これが歴史的瞬間ですよ！」という声がいま必要です。にもかかわらず、「これが歴史的瞬間ですよ！」という人間がいなければ、歴史が崩壊している、転覆されているという実感が何者かに奪われている。総毛立ったり、鳥肌がたつ、ということにさえ、どこかわれわれは慣れてきはじめています。一番恐いのはそれだ思うのです。歴史の崩壊だけではなく、われわれの内面が崩れはじめているのではないのでしょうか。

後で話したいと思いますが、フランス文学者の渡辺一夫さんの『敗戦日記』(串田孫一、二宮敬編)という、素晴らしい本がありますけれども、敗戦の年に知識人の卑怯さを恥じて書いているわけですが、あまりにも遅すぎたのです。ぼくらは個人として、個として、実時間、実際の「いま」の時間ですね、つまり終わってから言うのであれば、それは誰だってできます。実時間に、あえて負け戦をやらなければならない。つまり、実時間に戦端を開く、実時間にどつきあいをするしかならないのではないかと私は思うのです。

振り返ってみると、私がこの講演を思い立ってから、まだ一か月しかたっていません。にもかかわらず、この一か月に、あの麻生太郎という男、ボルサ

リーノの帽子をかぶったあのひを見ると、私はなんとなくサルを思いだす、エテ公ですね。「憲法はある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口に学んだらどうかね」と、あのエテ公が言った。われわれはあれだけの暴論を苦笑してすませていいのか。お咎めはなにもない。そのまま彼は副総理の座にとどまっている。これはこういうことでしょうか。ある日、誰も気づかないうちに平和憲法を「安倍憲法」に変えるようにナチスの手口に学んだらどうかね、と言ったのと同じことです。しかし、そもそもナチス憲法など存在したことがなかったのです。麻生は二重の間違をおかしています。ワイマール憲法は1919年に公布、施行された20世紀民主主義憲法の先駆けといわれるドイツの共和制憲法です。ヒトラー支配下の「ドイツ第三帝国」時代にヒトラーはワイマール憲法にかわる新たな憲法を制定することはなかったので、ワイマール憲法は、形式的には、1949年のドイツ連邦共和国基本法ができるまで存続したことになります。しかし、それはあくまで形式上のことで、実際にはワイマール憲法は1933年の悪名高い「全権委任法」（「民族および国家の危難を除去するための法律」）の成立によって効力を失ってしまったのです。これは要注意です。ヒトラー政府に国会が立法権を委譲してしまったわけですから由々しい事態です。1933年にヒトラー内閣が成立するや、国会解散に踏みきり、総選挙を行いました。突撃隊が野党勢力の選挙活動を武力弾圧し、その選挙戦の終盤には国会議事堂放火事件が起きました。政府は、この事件を共産党の犯行と決めつけ共産



党を徹底的に弾圧しまし

た。選挙の結果、ナチスはかろうじて過半数を制したが、ナチスはこれを「大勝利」と宣伝し、その後の1933年3月23日、国会で可決されたのが「全権委任法」です。ナチス政権が成立すると、各地でナチ党員や突撃隊が州や自治体の権力奪取、クーデターを強行する一方で、反対派やユダヤ人への暴力的迫害を開始しました。「全権委任法」はナチスの無法支配をいっそう確固としたものにしたのです。

こうしてみれば、麻生の発言がいかにかタラメかがわかります。民衆はなにも気づかずに「全権委任法」を受け入れたのではなく、半数はこれに反対していたのに、それを暴力でねじ伏せたのがナチスでした。麻生はナチの「全権委任法」に学べというのでしょうか。なぜそれを新聞はもっと詳しく大々的に書かないのか。ナチスの手口に学べ。こんなことを平気で言えるのは日本ぐらいです。こういう感覚が平気になってる。この妄言をかばう者たちが増えてきている。これはどうしたことなのでしょう。総毛立たないのか？ 鳥肌が立たないのか？ われわれは力なく笑ってしまう。冷笑する。またあの阿呆がやったかと。

## 危ない秘密保全法案

それはちがうと思うのです。気流の変化に気がつかないと危ない。2008年に、麻生がですね、総理大臣になったときに、こういう演説をしています。「私、麻生太郎、この度国権の最高機関による指名、畏くも御名御璽をいただき」、御名御璽というのは天皇の判子です。「第92代内閣総理大臣に就任いたしました」と。「新総理の任命を憲法上の手続きに則って続けてきた統治の伝統があり、日本人の苦難と幸福、幸せと喜び、あたかも糾える縄のごとき。連綿たる集積がある」と。「その末端に連なるこの時、私は担わんとする責任の重さに、うたた厳肅たらざるを得ません」と。まあ自分で書いたんじゃないで、秘書官が書いたにちがいないわけですが、しかし、戦後の憲政、国権の最高機関とはなんなのかと誰も本気で批判しようとはしなかった。これでは戦前の挨拶と同じです。「畏くも御名御璽をいただき」総理大臣に就任しました。これに抵抗を感じないのでしょうか。

フランスのジャン・クロード・カリエールという学者先生が言ったことがあります。馬鹿と間抜けと阿呆という三種の愚か者のうち、特に阿呆が厄介であると。なぜかは論証されていないわけですが、ただ三種類の愚か者たちがいまの政権を牛耳っている。政権以外の各中枢も牛耳っている。われわれは彼らのパンツ代まで税金で払ってやっている。まことにこれは不条理というものです。ただし、私が敬愛してやまないイタリアの作家のウンベルト・エーコは言っています。「私たちは愚か者に学ばなければならない」と。賢者よ

りも患者に学ぶべきである。これは言いえて妙です。愚か者に学べというなら、材料には、私自身をふくめてこと欠きませんから。

さきほどの神奈川県教科書問題、それから、安倍の終戦記念日のスピーチ。アジアに対する戦争責任に触れず、その謝罪を省略、というか拒んだ。それから集団的自衛権の解釈変更を狙った内閣法制局長の人事。自民党の幹事長は「集団的自衛権行使は憲法9条に抵触しない」と昨日も言っていましたけれども、ここまで公言するようになってしまった。それからみなさん、どうか特に注意していただきたいのは、秘密保全法案です。国の存立にとって重要な情報を行政機関が特別秘密に指定するというとんでもない法案です。これは通りますよ、このままいったら。いいんでしょうか？政府や官庁が「国の安全」「外交」「公共の安全および秩序の維持」に抵触するとして、ひとたび「特別秘密」とすれば、国民に知られたくない情報を恣意的に隠蔽することが可能になります。たとえば福島原発事故がらみの情報が恣意的に「特別秘密」扱いとされ、「特別秘密」認定された原発情報の公開を求めてデモを呼びかけたりすると「不法な方法」による「特定取得行為」とされて処罰されかねません。情報統制だけではなく、思想弾圧をも可能とするのが「秘密保全法」です。これが可決されるようなことがあれば、日本はいっそう国家主義への道を邁進し、すでに歩みはじめているファッショ化が一気に加速します。

## 日本版愛国者法

全体に、いまの安倍というひとが考えていることは、アメリカが9・11以降に全面的に法制度を変えていった、あのやり方に似てきているわけです。愛国者法です。安倍は日本版愛国者法をやりたいのではないのでしょうか。すなわち、2001年の「米国愛国者法」(The USA PATRIOT Act)。つまり法律に非常事態下のような例外条項を作っていく。ついで、法の例外状態を常態化する。どういうことでしょうか。規模は小さいかもしれませんが、さっき言いました、手紙の黒塗りについてもそうです。

われわれは手紙を自由にやりとりできる。できるはずでした。その手紙の内容を、いちいち検閲、削除、抹消されたりしない。憲法上そうした当然の権利を持つ。持つはずでした。しかし、そうした権利を、権力が恣意的に例外条項をつくり取り上げてしまう。愛国者法もそうでした。これは戦時や非常事態下には人権を制限できる、という思想に基づいています。電話やEメール、医療情報、金融情報などの記録について当局の調査権限を拡大し、外国人に対する情報収集の制限も緩和し、テロに関係する行為と疑われるものについては司法当局や入国管理局が入国者を拘束したり追放し

たりする権限を強化しています。安倍というひとは、ことによると、「主権者とは、例外状態に関して決断を下す者である」というカール・シュミットの信奉者ではないでしょうか。シュミットは議会制民主主義に批判的な人物でした。例外状態とは究極的には「無法状態」であり、ナチスの「全権委任法」にも通じる考え方です。米国愛国者法はまるで『1984年』の世界そのものです。市民は常に「テレスクリーン」と呼ばれる双方向テレビによって屋内外の別なく、ほぼすべての言動が当局によって監視されている。『1984年』の支配党「ビッグブラザー」のスローガンは、「戦争は平和である」「自由は屈従である」「無知は力である」でした。いまとかさなるアイロニーがあります。まさか、というけれども、実際には日本だってクーデターが起きているのと同じじゃないですか。いつの間にか自衛官、保安庁の人間を何百人単位で増やす。一番最初に申し上げたように、目的、意味、意義、それらがわからないままに好戦的風景が立ちあがっていく。

私は中国に都合二回、足掛け六年いました。学生時代から十年間、中国について勉強して、最後は追いだされて帰ってきたわけですが……。中国を、いまの政権はなめていると思う。安倍政権は、自国の姿が他国にどう見られているかということをおとなしい性格なんです、自分は暴力をつかいません、というのは私どもの主観であり、自己申告にすぎないのであり、一国が平和的か好戦的かを決めるのはこちら側の主観ではないのです。それは中国であり、あるいは朝鮮半島のひとたちが感じていることなわけです。彼らには歴史的経験がありますから痛いほどわかります。怖いのです。いまの日本は怖ろしいのです。はっきり言ってほくも怖い。これは何年も前から、安倍も言っていたし、そうなるだろうと私も思っていましたけれども、自衛隊に海兵隊方式の機動部隊を作る。海兵隊方式というのは、どういうことでしょうか。有事に備えたアグレッシブな機動部隊を作るということです。これは平和憲法に真っ向から反するものです。島嶼防衛というけれども、自分のほうから先制攻撃をかけたりののが海兵隊です。それから敵基地先制攻撃の権利を有すると。現行憲法下でもそれは可能だというふうに、安倍というひとは、副官房長官の時代から言っています。そうした考えかたを安倍首相は変えていない。彼には「民族および国家の危難を除去するため……」といったせっぱつまった事大主義、復古主義的発想がある。しかし安倍の思想の危険性はマスメディアによって隠されたままです。われわれは慄然とさえしなくなっている。またかというふうに思っあきらめてしまう。それから、石破茂というひとがいる。軍事オタクといわれている、あのひとは、「憲法改正により、軍事法廷を設置できるようにする。命令に背いた自衛隊員は極刑に

処せるよう検討する必要がある」などと言いはじめている。これはもう愕然とするしかない。なにをしたいのか？ いろいろな断片をつなぎあわせていくと、やっぱり立ち上がってくるのは、戦争をしたい、ないしは戦争を可能にする国家にしていくということであります。誰が、誰と、どうやって、何のために……という展望がない。ただひたすらそこに向かっていく。そのことをわれわれは、これ（黒塗りの手紙）を許すように、見すごすように、日々許しているのではないかと思うのです。

## 知識人の弱さと卑劣さ

たしかに、会社のと真ん中で、あるいは職員室のと真ん中で、ひとと大声で、編集局のと真ん中で大声でやりあうというのは、恥ずかしいし、きょうび、流行らない風景だと思います。コンプライアンス上問題があるとみなされかねない。でも私は、もういたしかたないんじゃないか。たまには声を荒げて怒ってしまう、ちょっとこづいてしまうぐらいはいたしかたないんじゃないか、そのくらいはしかたがないんじゃないか。そう思います。徒党を組んでやるんじゃない。ひとりでやる。単独で、「それは違うのではないですか」と申し立てる。それでも命じられたら、メルヴィルの書いた『バトルビー』のように、「できたらしたくないんですが……」「できたら君が代を歌いたくないんですが……」こう言って、断りつづける。バトルビーは拒否しつづけて、結局、餓死してしまうわけですけども。でもそう思うんです。「われわれ」とか「みんな」という集合的人称を信用してはいけない。そういう幻想への付度、気遣いというものがいかに事態を悪くしているか。自分で少し自信がないなどと思って、声をあげて言う。モグモグとなにか言う。あるいは、つかえつつかえ質問をする。理不尽な指示、命令については、「できたらやりたくないのですが……」と、だらだらと、ぐずぐずと、しかし、最後まで抗うしかないと思います。

さっき言いましたが、渡辺一夫さんという正真正銘の知識人、インテリたち、このひとたちは本当に、戦時中に、堂々と言挙げしたのではなくて、日記に書きのこしていたわけですけども、戦争反対について記していました。有名な『敗戦日記』の1945年3月15日には「知識人の弱さ、あるいは卑劣さは致命的であった。日本人に真の知識人は存在しないと思わせる。知識人は、考える自由と、思想の完全性を守るために、強く、かつ勇敢でなければならぬ」と書いています。凄まじい後悔であり、自省です。自己批判でもあります。ただ、あまりにも遅すぎました。1945年3月と言えば、十万人以上が殺された東京大空襲のころです。学徒出陣した教え子らはすでに多数死んでいました。渡辺一夫の反省はいかにもまっとうでも、遅すぎました。実時間でやろうとすることがなかったわ

けです。しかしながら、「知識人の弱さ、卑劣さは致命的であった。日本人に真の知識人は存在しない」の血を吐くような言葉を、われわれはいまにかさねて、再び想起しなければなりません。

われわれにはこういう誤解がある。誤解するようにしむけられている。それはなにかというと、事態はそれほど悪くはない、という誤解であります。辺見庸が言うほどそこまで悪くない。普通の人たちはそういうふうには思っていない、と。「普通の人たち」ってなんですか。それからひとりで意見を述べるとのこと。ひとりで意見を言う。ときには声を強めて、声を少し荒げて主張するということは、虚しいことなんだ。格好の悪いことなんだ。意味のないことなんだ。甲斐のないことなんだ……と毎日毎日、徹頭徹尾、教えこまれている。私たちの子供たちも、孫たちも、ひとりでなにか特異なことを言う、他と異なる自分独自の意見を発表する、ということは、とても虚しいことなんだ、全体のハーモニーを乱すからいけないことなんだ、と日々教えこまれてる。それが新聞記者にまで及んでいる。ですからいま、こういうことになってるんです。すべてのことがまかり通っている。

## ここまで許してしまったもの

日本という国は、私は「あらかじめのファシズムの国」だと思っています。もともと日本という国家の成り立ちそのものが、ファシズム的なものがあると私は思っております。そのことと天皇制との関わり、天皇制に対する戦後民主主義、それから戦後の左翼、共産党をふくめた戦後の左翼、知識人、作家たちの天皇制に対する立ち居ふるまいとは一体どうだったのか、ということを考えます。なぜこの国は、惨憺たる敗戦を経験しながら、そして周辺諸国の人間たちを、何百万じゃない、千五百万から二千万人も殺しながら、なぜまた、かつて歩んできた道に近づこうとしているのか。なぜドイツのようなナチの完全否定、戦後補償の徹底、歴史の反省ということができなかったのか。ドイツはユダヤ人虐殺などへの個人補償だけでも、総額約6兆円を支払ったといわれます。日本がアジア諸国に支払った賠償額は約6千億円にすぎません。加えて、先の大戦で日本は侵略戦争をしておらず、慰安婦を強制的に徴用した事実も、南京大虐殺の事実もなく、朝鮮半島の植民地支配では鉄道や学校建設などの面でよいことをたくさんやった……などと歴史の転覆と全面的塗り替えがすすんでいます。昭和天皇の戦争責任を問う声はいつのまにか消えつつあります。それどころか、皇国史観とファシズムを称揚するような言動が、自民党その他のゴロツキのような政治家によってなされ、麻生の「ナチに見習え」発言にせよ、深刻な議論もなく笑い話で終わりになってしまう。ここまで許してしまったものはなんですか。戦後

の民主主義はなにかと命をかけて戦ったことがあるでしょうか。戦後の民主主義にとって命をかけて戦うべき「敵」はいなかった、のではないのでしょうか。ここに、私は、天皇制と戦後左翼のエートスとの関わりがあるような気がするのです。

吉本（隆明）さんとは、何度かお会いして、長くお話ししていただいたことがあります。彼はしみじみと、自分には昭和天皇に対する「絶対感情」があるんだよね、という趣旨のことを言った。絶対感情という irrational な情念。これはなんなんだろう。吉本さんのこれが、ぼくは、結局乗り越えられなかった最後の壁ではないかというふうに思う。

共同幻想をいいながら、あの人自身は、自分の心のなかのヒロヒトを最期まで乗り越えることができなかつたと思うんです。ですから、このことを話すとは時間もかかるので、はしょりますけれども、戦後の民主主義、戦後の日本の左翼思想と、それから天皇制、その延長線上の「一君万民主義」、スターリン主義、さらには死刑制度、この国が微塵も揺るがずに断乎として持ちつづけているこの死刑制度にも、戦後民主主義、天皇制、それから内面の天皇制を払拭できなかった戦後左翼の情念、こういうものが絡まりあった融合と生成と折りあいと、それから、およそ歴史的切れ目というもののないファシズムの時間的な連続性があるんじゃないかと思うんです。私は個人的にこれを「日本文化」の側面だと考えます。文化とはその性質の本質的な是非を問わず、人間の生活様式の全体を指し、それぞれの民族、地域、社会に固有の文化があるのだとすれば、死刑制度とそれを正当化する日本の法制も、広義には日本文化あるいは「国民文化」、より正確には「恥ずべき国民文化」と言わなくてはなりません。われわれはぜったいにそこに居座るわけにはいきません。文化が文化として普遍性をもとうとするならば、既成の習慣的文化と戦い、国家と国民の幻想から脱する必要があるのではないのでしょうか。これを破るのは「個」でしかない。欧州のどの国が、世論調査の結果で死刑を廃止したのでしょうか。フランスは世論の力で死刑を廃止したのでしょうか。ちがいます。ロベール・バダンテールら「個」の力の集合でやったわけです。それぞれの「個」のもちよる勇気と知。死刑廃止はそれにかかっています。ファシズムと戦うのもそうです。「個」の力の集合しかありません。それを戦後民主主義という顔のない、茫漠たる、ヌエのような、責任主体のない「善」に委託し、丸投げし、結局われわれは負けたのです。もともと戦後民主主



義を最も根源的に批判したのは、吉本さんでした。吉本さんの業績は、原発を肯定したからといって、なくなるものじゃないというけれども、やっぱり、ぼくはおかしいと思う。

## 禁中の薄明と刑場

冒頭で、人間で一番大事なものは、直感、直観であり、勤であり、第六感だというふうに申し上げました。学識でもない。勤が大事です。いつまでも直感にとどまるわけにはいきませんが、ものすごく大事だと思います。吉本さんにもおありになる。天才的な勤とひらめきがあった。過去形ですけれども、あった。でも、

テクノロジーというものは自己修正するものだとおっしゃり、事故後も原発を否定することはなかった。ぼくはチェルノブイリにも行きましたけど、福島原発の被害は、とうの昔にチェルノブイリを越えている。人類史上はじめての巨大な過誤であります。それを毎日のニュースのなかで、われわれは日常のなかに平気で折り込んで、たいした問題でないかのように思いはじめています。これはおかしい。これもまたファシズムに対するわれわれの警戒心のなさと同じように、人間の感覚が麻痺していく過程としてとらえたいと思うのです。

さて、ここでこれ以上踏みこむのは望ましくないと一般に思われている領域に立ち入ろうと思います。これは下品なことばで言うと、「ヤバイ話」です。で、ヤバイ歴史を、ぼくは六十八歳ですので、戦後と同じように歩んできたのです。昭和64年、1989年の出来事というのは、ぼくはある通信社の外信部のデスクをやっておりましたから、はっきり覚えているのです。昭和64年、1989年1月7日、天皇が亡くなりました。そうしたら、みんなで喧々諤々、討議をして決めたわけでもなく、沖縄のふたつの新聞をのぞいて、日本のほとんどの新聞が「崩御」と書いた。一人物の生物学的死を、逝去でもご逝去でもなく「崩御」と報道した。いまの、今上天皇が亡くなったら、また「崩御」と書くでしょう。ちなみに、英語には崩御にあたる言葉はありません。demise は death の婉曲な表現にすぎませんし、天皇や皇帝の死を特化して表現する言葉は英語にはない。ここからして、この国はなにか奇妙なのです。ぼくがさらに感に堪えなかつたのは、昭和天皇の大喪の儀でした。

この先はどうか勤で、第六感で聞いてほしいと思うんです。皇族が亡くなった天皇に「拝訣」という儀式をやる、お別れをするわけです。で、遺体を棺に納める「お舟入り」というのがある。こ

れが一般の納棺です。亡くなってから、いわゆる「崩御」から十日目に、「櫛殿十日祭」というのがある。櫛殿というのは、見たことがないのでわかりかねますが、天皇の棺が安置されている部屋ということです。埋葬までですね、陵墓、御陵の準備が進められる。その次にですね、ここからが、興味深いのですけれども、天皇の棺を櫛殿から、いわゆる殯宮、殯の宮ひんきゆうもがりというところに移動する。これを「殯宮移御の儀」というらしいです。殯宮というのは、皆さんお帰りになったら、辞書でもひいてみれば必ず書いてあります。で、殯宮というのは、一般の告別式にあたる「斂葬の儀」までの間、天皇の棺を安置するために、皇居内に設けられた仮の御殿であります。漏れ伝えられるところによると、この殯宮には灯りがひとつしか許されないということです。灯りがひとつだけ、どうでしょう、電灯ではなく、LED電球ではなく、おそらく蠟燭ではないでしょうか。

昭和天皇の時は、松の間が殯宮となったといえます。で、棺が殯宮に移される時に、斂葬までの一か月の間、昼夜途切れることなく、誰かがご遺体につき添うわけです。まさに秘儀と言いますか密儀と申しますか、これは私が記者のころは編集局で言い合ったものです。「なにをするんだろう」「誰がどうやって寄り添うんだろう？」と妄想をたくましくしたものです。これは大きいんです。日本という群落の内面や美意識を考えるうえで非常に大きいことなんです。おそらく一本の蠟燭だけで斂葬までの一か月の間、昼夜途切れることなく誰かが付き添う。このことを「殯宮祇候」というらしいです。これは秘密であり、密語の森であり、謎です。開高健に言わせれば「苔のようなアジア」というか、ケースは異なるけれど、宮柵二の言う「応答に抑揚低き日本語よ東洋の暗さを歩み来しこゑ」の「東洋の闇」でもあります。言ってみれば、吉本隆明の天皇に対する絶対感情というの、これに関わってくると私は思っている。禁中の薄明と刑場……という、なにやら畏れおおいイメージも個人的にはどうしても禁じえない。日本独特の、覗いてはいけない、触れてはいけないという、独特の、ぼくにもありますが、闇のなかの微妙な神経細胞のようなもの、ツタのような触手……。そこまで言ってはならない、そこまで見てはいけない、そこに触れてはならない、それを問うてはならない……と。部落差別もそうした神経細胞から生まれてきたものかもしれない。コリアンに対する差別感情も、淵源はそうなのかもしれません。私の偏見でもありますでしょうけれども、この殯宮の宮のような薄闇からでているいわく言いがたいものは、明文化されない日本の様々の分野に派生しているのではないのでしょうか。私はそのような仮説をたてているわけです。

## ファシズムの培養基

つまり、蠟燭一本、一か月、死体に付きそう、その写真を撮らせてくれ、取材をさせてくれというマスコミは、欧米にはありえても、日本にはないんです。なぜか自制する。自制してしまう。控える。訊かない。問わない。天皇に対して、「面と向かって君が代を歌われるお気持ちはどうですか？」なんて訊きはしない。それはわれわれのなかにもある。われわれのなかにも、なにかそれはやってはいけない、殯宮を覗いてはいけない。われわれの内側に、じつは殯宮の一本の蠟燭の灯りみたいなものがあって、ものごとを曖昧にする。論理を曖昧模糊とする。すぎない、そのままとっておくというところがある。薄明のなかでそうして放置したものが、ファシズムとして培養されて、立ち上がってくる。いま、立ち上がってきているのではないかと思うのです。この殯宮の薄明、薄暗さというのは、死刑という制度の薄暗さとどこか似ているような気もするのです。日本というものの、見えるようで見えないことを、非常に怖がっている中国の人たち、あるいは朝鮮半島の人たち、あの人びとの感覚と生理はあながち間違っているとも言えないのではないかと思うのです。わけのわからない怖さというのは、じつは日本にはある。われわれの内面にあるのかもしれない。ということ、だれかが切開しなければならぬ。その殯宮に、陽を差させて、中身を全部覗くまでは、日本というものの、内なる、隠微で陰湿なファシズム、その培養基というものは、変わらないと思っているわけです。

このことをみなさんがどう思うか、私はわからないし、私の言葉が、どこまで届いているかもわからない。わからないですが、なにかものを考えるきっかけやヒントにさせていただければと思うのです。明らかな存在物、有機的に生きている人間を「非在者」のごとく語って、「確定死刑囚」というものを、三十数年間にわたって拘禁する。死刑制度をわれわれは抽象的ではなく、薄闇に放置するのではなく、もっと身体的に、肉感的に、切実な肉体として考えなければいけない。「ああいやらしい。なぜ人間には身体があるんだろう」。サルトルは小説中の人物にそう語らせました。そうなのです。死刑囚にも私たちにも皇族にも、心と身体というやっかいなものがあるのです。そのことを率直に認めなければならぬ。それから、もうひとつ言えば、とするならば、天皇、天皇家の人たちを、人間として人間身体として、どう考えるべきか。それはじつは昔のほうが言っていたわけですね。中野重治も書きました。天皇を天皇制から解放せよ、と。昔の人は言いました。いま誰が言いますか？ 誰も言いやしない。天皇制というものはじつは、藤田省三も言っているけども、純粋な天皇主義者と

いうものはいない、「天皇制的俗物」というものはいると。「天皇制的俗物」とは、建前は天皇の絶対を語りながら、実際には自分の恣意をつらぬくという、いわば天皇制利用主義です。自民党政治の底流にはこれがあり、いまでも根深く残っています。

## 究極の「真犯人」はわれわれ

きょう、一番最初に私は、花鳥風月のようなことをお話ししました。カメムシとかタマムシとか、ウマオイを見たということを上げました。私が思ったのはこういうことなんです。ウマオイの美しさ、あの鮮やかに透きとおる新鮮な緑の素晴らしさといったらなかった。で、こう思ったのです。死刑囚たちにですね、なぜウマオイを見せてはならないのだ、と。死刑囚が句集をだして、俳句の本をだして賞をもらったのであれば、なぜ小声でもいいから「よかったね」と言ってあげることができないのだと。言ってあげる「個」が、ひとりだっていたっていいではないか。きょうただちに死刑制度を廃止できなくても、死刑囚をもっと人間扱いはできるはずなんです。これはすべてに通じます。例外がない。「個」をもとうとしない。獄外にいる私にまで黒塗りの手紙を送りつけて、脅しをかけてくる。これが民主主義ですか？ 死刑囚たちになぜウマオイを見せてはいけないのか。たぶん、ぼくよりもよっぽど素晴らしい詩を書いたりする。句を詠んだりするかもしれない。スケッチをするひともいるかもしれない。なにもしないひとがいるかもしれない。でもいいじゃないですか。見せたらいいじゃないですか。宇宙のすべてのものは歪みのなかに存在しているといいます。なぜ決まったとおりにやらなければいけないのでしょうか？ 法律はいま、例外状態になって崩れてきているのです。にもかかわらずすべてに規則を適用しようとする。学校でもどこでも、正常な規則があるかのごとき言い方をします。それより先に人の心に得心のいくことをすべきです。ウマオイの美しさを、子どもたちに、死刑囚に、いわゆる「確定死刑囚」に見せて、なにが悪いのでしょうか？ ウマオイがいたら、ウマオイを見せる。綺麗だな。じゃ、ちょっとだけな。これは譬えですが、あれを見ろよ、ちょっとだけな、と。「個」として言う人間がいらない。理屈だけは言う。もうこの国はだいたいだめになっていると。飲み屋で新聞記者たちが言う。うちの社はもうダメですと。でも「個」として、身体を張って、じゃ五分だけウマオイを見ようぜ、と言う人間がいらない。つまり例外者がいなくなってきている。例外がないってなんですか？ ファシズムです。ファシズムというのは、全員が黒シャツを着ることじゃないんです。銃を持って行進することでもない。例外がない。孤立者がいない。孤立者も例外者もないってなんですか？ ファシズムであり、不自由な状態な

のです。われわれは自由ではなく不自由を求めている。ウマオイを死刑囚に見せない。手紙を塗りつぶす。それは不自由の強要なわけです。それは死刑囚に対する強要だけではない。獄の外にある、われわれに対する威圧です。われわれは妄想し、考え、悩み、詩を書き、歌をうたい、好きな歌をうたい、あるいは嫌いな歌をうたわない。みんなNHKの「花は咲く」をうたって、どうするんですか？ いまはどこにも戦線、つまりフロントラインはないのかもしれませんが。見わたすかぎり、どこにも境界のないのっぺりとした地平にわれわれは生きているのだと思います。どこにも戦線はないかもしれない。でも目を凝らしてよく見れば、戦線だらけではないですか。世界は「世界内戦」と言われるほどのかつてない内乱状態です。世界規模の内乱です。枢軸国も連合国もない。古い国民国家像はすでに溶解し崩れてきている。身のまわりでも価値の体系が危うくなっている。人の世はここまで墮ちることができるのか、と息を呑むばかりです。獄外が獄内に対し、倫理的優位にあるということはもはやできません。死刑制度はますます根柢を失ってきているのです。死刑が「確定」という法的プロセスは、人間存在を前提とするあらゆる法に照らしても無効であり、ぜったいに無効であるべきです。「個」が「個」として生きてあることの目的、意味、意義の消滅、わからなさが、苦悩なき空無が、私はファシズムだと思うのです。

きょうお集まりのたくさんみなさん、「ひとり」でいましょう。みんなといっても「ひとり」を意識しましょう。「ひとり」でやれることをやる。じつとイヤな奴を睨む。おかしな指示には従わない。結局それしかないのです。われわれはひとりひとり例外になる。孤立する。例外でありつづけ、悩み、敗北を覚悟して戦いつづけること。これが、じつは深い自由だと私は思わざるをえません。ウマオイを見せることです。死刑囚にでも、子供たちにでも、見せる。その心根、勇気、心の自由を私たちは確保すべきです。いま、語ることは語ることの無意味と戦うことです。怒りは怒りの空虚に耐えることです。お遊戯の指で、ほんもののはかぞえられません。地上のその明るさで、地中の闇をはかることはできない、といいます。死刑制度と死刑囚についてももっともっと思いをめぐらしましょう。手紙を黒く塗りつぶした「真犯人」について、最後に告げなければなりません。「真犯人」は、それを許してきた、われわれなのです。死刑を存続させている究極の「真犯人」は、権力であるとともに、それを許しているわれわれなのです。

きょうはもっと話すつもりで来たのですけれども、会場の関係でぜったいに9時10分でやめてくれと言われておりますので、この辺にいたします。ほんとうに長い間、お聴きいただきありがとうございます。ありがとうございました。(了)

## 死刑弁護人 & 約束 上映日程

### 『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先: 合同会社 東風 TEL: 03-5919-1542

#### ◆「死刑弁護人」自主上映

◎12月28日(土)

上映時刻: 10:00、14:00

地域: 栃木県宇都宮市

会場: とちぎ福祉プラザ・多目的ホール

主催: One's Cinema TEL: 070-5011-1951

#### ◆「約束」劇場公開

【佐賀・シアターシエマ】

9月28日～

TEL: 087-861-3302

【群馬・シネマテークたかさき】

11月2日(土)～

TEL: 027-325-1744

【岩手・一関シネプラザ】

11月9日(土)～11月15日(金)

TEL: 0191-23-2902

#### ◆「約束」自主上映

◎9月28日(土) 10:00/14:00

地域: 栃木県宇都宮市

会場: とちぎ福祉プラザ

主催: One's Cinema

TEL: 070-5011-1951

◎9月29日(日) 10:30/13:30

地域: 徳島県徳島市

会場: 徳島県郷土文化会館 小ホール

主催: 日本国民国民救援会 徳島県本部、徳島映画センター

TEL: 088-626-2500

◎10月3日(木) 14:30/18:30

地域: 千葉県千葉市

会場: 千葉市民会館 小ホール

主催: 日本国民救援会 千葉支部

TEL: 043-224-7366

◎10月5日(土) 10:30/14:00/17:30

地域: 千葉県柏市

会場: アミュゼ柏プラザ

主催: 約束 上映実行委員会 TEL: 047-145-1291

◎10月6日(日) 12:00/15:30

地域: 兵庫県神戸市

会場: 神戸アートビレッジセンター KAVC ホール

主催: 神戸映画サークル協議会

TEL:078-371-8550

◎10月10日(木) 14:30/18:30

地域: 北海道室蘭市

会場: 室蘭市民会館 リハーサル室

主催: 室蘭シネマクラブ TEL: 0143-43-2895

◎10月11日(金) 10:00/14:00/18:30

地域: 和歌山県海南市

会場: 海南商工会議所

主催: 日本国民救援会 海南・海草支部 073-483-1790

◎10月18日(金) 15:00/18:50

地域: 栃木県栃木市

会場: 栃木文化会館 小ホール

主催: 映画をみる会 TEL: 0282-24-4581

※1回目、2回目の間に、江川紹子さん、菅谷利和さん(足利事件)のトーク

◎10月19日(土) 10:00/13:00/16:00

地域: 千葉県山武市

会場: のぎくプラザホール

主催: 国民救援会 九十九里支部

※1回目、2回日上映後 監修 門脇康郎さんトーク

TEL: 080-5692-1944

◎10月19日(土) 10:00/14:00

地域: 愛知県稲沢市

会場: 稲沢市勤労福祉会館

主催: 国民救援会 稲沢支部 TEL: 0587-97-4011

◎10月26日(土) 14:00

地域: 茨城県取手市

会場: 取手市民会館

主催: 茨城映画センター TEL: 029-226-3156

◎11月22日(金) 18:10

地域: 千葉県千葉市

会場: 千葉県弁護士会館 3F 講堂

主催: 千葉県弁護士会 TEL: 043-222-8710

◎11月30日(土) 13:30

地域: 岐阜県高山市

会場: 高山市文化会館

主催: 約束 上映実行委員会

TEL: 090-5609-1970

◎12月14日(土) 15:00/18:00

地域: 青森県弘前市

会場: 弘前文化センター

主催: 日本国民救援会 中弘支部、NPO harappa

TEL: 0172-31-0195

2014年

◎1月11日(土) 13:30

地域: 山梨県甲府市

会場: 山梨県弁護士会 4F 大会議室

主催: 山梨県弁護士会 TEL: 055-235-7202

◇死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

## インフォメーション

◎坂上香さん講演会 月と刑場 死刑制度をもつ社会に生きるということ

日時 9月21日(土) 14時開場 14時30分開演

会場 伊藤塾東京校 渋谷区桜丘町23-21

資料代 500円

◎死刑執行抗議集会

日時 9月26日(木) 19時～

会場 文京区民センター(1ページ参照)

◎死刑囚の絵画展

9月28日(土) 12時～22時

9月29日(日) 9時～18時

会場 ギャラリー大和田 渋谷区文化総合センター大和田2階 渋谷区桜丘町17-5

入場無料

主催 アムネスティ・インターナショナル日本

協力 死刑廃止のための大道寺幸子基金

◎永山事件—日本の死刑制度を考える

世界・EU死刑廃止デー

シンポジウム・10月10日(木) 13時30分～

入場無料、予約不要

永山則夫遺品展示会

10月10日～17日 10時～17時

場所・南麻布4-6-28 EUハウスのロビー。

この期間は、ロビーのみ自由入場可。入場無料

主催・駐日欧州連合代表部 03-5422-6001

◎福岡事件から見た死刑制度

第6回「死刑廃止・タンポポの会」市民集会

10月10日(木) 18時30分開場 19時開始

福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん(福岡市立青年センター5階)

講師・八尋光秀弁護士

主催・死刑廃止・タンポポの会 070-5488-1765(山崎)

◎響かせあおう死刑廃止の声2013

日時 10月12日(土)

会場 四谷区民ホール(1ページ参照)

◎日本の「罪と罰」の現場から

10月14日(月・休日) 14時～17時

片山徒有「犯罪被害者にとって必要な支援とは?」

10月19日(土) 14時～17時

田口真義「社会として罪を犯した人と向きあうこと」

11月9日(土) 14時～17時

折山敏夫「私は刑務所でなにを見てきたか」

会場・柴中会公会堂(JR立川駅南口徒歩3分、モノレール立川南駅徒歩1分)

定員30名。定員になり次第締め切ります

受講料・1回1000円、会員学生生活困窮者800円、前回前納者2500円、会員2000円

問い合わせ・申し込み 一般社団法人 市民の学習・活動・交流センターシビル

電話ファクス 042-524-9014 civiltachikawa@yahoo.co.jp

郵便振替 00170-0-481827 シビル運営委員会

◎「太田昌国と現代社会を考える」

第4回『死刑は必要?—社会の「安全」を考える』

10月17日(木) 19時～21時

代官山クラブ ヒルサイドサロン

参加費・一般1500円/学生1000円

主催・越後妻有こへび隊有志

問合せ・現代企画室 ☎03-3461-5082

◎死刑廃止デー(名古屋)

日時 10月19日(土) 14時～

場所 名古屋市市民活動推進センター集会室(ナディアパーク-デザインセンタービル6階) 愛知県名古屋市中区栄3丁目18番地1号

14時～ 韓国映画 私たちの幸せな時間 上映

16時～ 講演 朴秉植韓国東国大学教授

◎自由人権協会京都 第19回例会

詩が開いた心の扉～被害者救済と加害者支援～

10月19日(土) 14時～16時

場所 京都弁護士会館地下ホール 予約不要、無料

講師 寮美千子さん(作家)、船木洋志さん(殺人事件被害者遺族)

◎福岡事件再審キャンペーン

「私はわらじがぬがれない」

10月23日(水) 16時～ 京都弁護士会館

◎京都・当番弁護士を支える市民の会 15周年記念シンポジウム

10月26日(土) 午後 京都弁護士会館地階ホール

終わらない『事件』たち

えん罪事件に取り組む心理学者

第1部:お話 浜田寿美男さん(心理学)

第2部:対談 山田悦子さんと(山山事件元被告人)

～いのちを支えあう社会へ～

◎永山事件から45年の秋

第4回 永山則夫さんが残したものを見て、考える会

トーク「戦後思想史のなかの永山則夫」ゲスト 細見和

之さん=ドイツ思想・詩人(大阪府立大学教員)

阿部晴政さん=河出書房新社編集者

展示 永山則夫の「動揺記」以降の日記、学習ノート、原稿、発行物など。独房再現。

日時 11月10日(日) 13時開場(自由閲覧)

トーク 14時～16時 トーク終了後交流会

会場 いのちのギャラリー 東京都北区志茂2-16-3

南北線「志茂」徒歩4分。JR「赤羽」徒歩10分。

予約制 閲覧・トーク 参加費1000円(19歳まで半額)

交流会 500円～カンパ。

なお、展示は11月1日～30日まで開催。ご予約下さい。

資料提供・協力 永山子ども基金

主催・問合せ・申込 いのちのギャラリー 03-6454-4397 (FAXとも)

◎憲法と人権を考える集い

刑事裁判の現在それでもえん罪は起こっている  
 11月17日(日)13時半～シルクホール(京都)  
 第1部「それボク」の世界は変わったか 周防正行さん  
 第2部 パネルディスカッション「刑事裁判の未来を語る！」パネリスト 周防正行さん、桜井昌司さん、市川寛弁護士

申し込み不要、入場無料、先着760名  
 ◎ヒロシマから死刑といのちを考えるシンポジウム

死刑・原発・戦争  
 11月30日(土)13時～18時(12時受付開始)  
 場所 アステールプラザ4階大会議室他

広島市中区加古町4-17 082-244-8000  
 内容 13時～15時30分 シンポジウム  
 日本における死刑の情勢、世界における死刑の情勢  
 特別報告 平岡秀夫さん(元法務大臣)  
 シンポジスト:平岡秀夫さん、川村湊さん他

15時45分～17時30分 分科会  
 ①基礎講座「なんで死刑はイケンの？」  
 ②死刑確定者の再審請求における接見交通権  
 ③冤罪と死刑とマスコミ報道

18時30分～ 交流親睦会  
 主催 「ヒロシマから死刑といのちを考えるシンポジウム」実行委員会  
 共催 広島文化台風、アビエルト、ひろの会、わたし

たちの性と生を語る会・広島、日本基督教団西中国教区宣教委員会社会部

◎死刑廃止合宿2013 in 広島  
 日時:11月30日シンポ終了後～12月1日12時  
 場所:アステールプラザ7階研修室  
 シンポジウム参加費 1000円、宿泊費 5000円、先着30名まで、アステールプラザの宿泊施設を手配いたします。交流会費:実費

12月1日(日)合宿終了後、オプションとして、広島の平和記念公園のフィールドワークを行います。そちらの方にもご参加ください。

申し込み・TEL090-8069-9370 FAX:082-238-3801  
 〒733-0006 広島市西区三篠北町1-2-301 ゆじょんと気付「ヒロシマから死刑といのちを考えるシンポジウム」実行委員会

メール:shikeitou@yahoo.co.jp  
 ◎「いのちの表現展」(死刑囚の絵画展)

12月1日～1月中旬  
 真宗大谷派参拝接待所ギャラリー(東本願寺)  
 ◎死刑を止めよう宗教者ネットワーク第19回セミナー  
 12月13日(金)西本願寺  
 『約束～名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯～』上映

予告  
 死刑映画週間3  
 2014年2月15日～21日  
 渋谷ユーロスペースにて開催

私たちは、2年連続して「死刑映画週間」を開催してきました。ひとが犯す犯罪と、それに対する刑罰としての死刑制度をめぐって物語が展開する映画作品を集めて、上映するのです。内容的には、当然にも、作品は息苦しくも、重いものとなります。無実のひとを罪人に陥れる冤罪を主題とする作品の場合には、変わることなく繰り返される司法犯罪の現実、観るひと誰も心が塞がれるのです。

テーマの重さを思うと、2回とも相当数の参加者に恵まれた、と私たちは

考えています。情報の開示が極端に少なく、まるで秘められたもののように執り行われている死刑という制度について、人びとはその現実を知りたいのだと思います。

EU(欧州連合)は、死刑制度の廃止を加盟条件のひとつとしています。これらの国のひとつは言います——「自分の国でも、世論調査によれば50%以上が死刑存置派だった時に、死刑廃止が実現した。死刑という非人道的な制度を止めるためには、人権意識の高い政治家やメディアが率先するしかない」と。

\*

私たちは、来春2月に向けて、「第3回死刑映画週間」を企画しています。現在、作品の選定を進めています。今

年11月頃までには、詳しいプログラムをお知らせできるチラシを作成する予定です。

2月15日(土)～21日(金)の7日間、ぜひ、渋谷のユーロスペースへお出かけください。

上映予定作品  
 「執行者」チェ・ジノ 2009年韓国、本邦映画館初公開、「塀の中のジュリアス・シーザー」ダビアーノ兄弟 2012年イタリア、「声をかくす人」ロバート・レッドフォード 2010年米国、「最初の人間」ジャンニ・アメリオ 2011年仏ほかに「愛と死のかたみ」「軍旗はためく下に」「さらば、わが友、実録大物死刑囚たち」など交渉中。  
 主催・死刑廃止条約の批准を求めるフォーラム90

死刑日録

8月15日 迫康裕さんが急性肺炎で仙台拘置支所で死去。享年73歳

9月12日 谷垣禎一法相、東京拘置所にて熊谷徳久さんの死刑を執行。享年73歳  
 最高裁弁論予定……………  
 9月27日 矢野治さん＝第二小法廷

(鬼丸かおる裁判長)  
 10月3日 高柳和也さん＝第一小法廷(金築誠志裁判長)  
 11月26日 沖倉和雄さん＝第三小法廷(木内道祥裁判長)

【編集後記】

8月31日の「辺見庸講演会」は四谷区民ホールを埋め尽くす方々にお集まりいただきありがとうございました。450席というキャパシティのため、多くの方の予約をお断りせざるを得ず、入れなかった方には申し訳なく思っております。当日の講演を一刻も早く共有しようと本号に全文掲載しました。講演原稿を短時間で修正・加筆していただいた辺見庸さんに

感謝します。また当日ビデオを撮影し2日でテープ起こしまでしていただいた北原慶昭さん、ありがとうございます。

今後私たちは9月26日の執行抗議集会、28、29日のアムネスティの死刑囚の絵画展、10月12日の集会とデモ、11月30日～12月1日の死刑廃止合宿、そして谷垣法相による4度目の執行を阻止する行動などが山積しています。ぜひみなさん、集会や行動に参加して下さい。(F)